# 第4回統計委員会 · 第5回基本計画部会 議事録

- 1 日 時 平成 19 年 12 月 10 日 (月) 13:00~15:40
- 2 場 所 中央合同庁舎第4号館 共用第4特別会議室
- 3 出 席 者

#### 【委員】

竹内委員長、吉川委員長代理、大守部会長代理、阿藤委員、井伊委員、佐々木委員、出口委員、廣松委員、舟岡委員、門間委員、美添委員

## 【統計委員会運営規則第3条及び6条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、 文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、 農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、 国土交通省総合政策局情報管理部長、環境省総合環境政策局環境計画課企画調査 室長

日本銀行調査統計局審議役(統計担当)、東京都総務局統計部長

# 【事務局】

松山内閣府総括審議官、中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長 貝沼総務省政策統括官(統計基準担当)

- 4 議事次第 (1)総務大臣からの諮問第1号の答申「平成20年に実施される住宅・土 地統計調査の計画について」
  - (2) 各部会の審議状況について
  - (3)公的統計の課題等について
  - (4) その他

### 5 議事録

〇竹内委員長 ただいまから「統計委員会(第4回)・基本計画部会(第5回)」合同会議を開催いたします。

本日は、大沢委員、野村委員が所用のため御欠席でありますが、あとの委員の方はもう既に おそろいでありますので、始めさせていただきます。 まず、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に御紹介ください。

**〇内閣府統計委員会担当室長** では、お手元の資料の紹介をさせていただきます。

配付資料として、資料1-1「諮問第1号の答申『平成20年に実施される住宅・土地統計 調査の計画について』(案)」。

資料1-2「人口・社会統計部会の審議状況について (報告)」。

資料2「国民経済計算部会の審議状況について(報告)」。

資料3「産業統計部会の審議状況について(報告)」。

資料4「企業統計部会の審議状況について (報告)」。

資料5「公的統計の課題等に関する統計委員会基本計画部会でのこれまでの議論の概要」。

資料6「公的統計が直面している障害に関する各府省意見」。

資料 7 「公的統計の課題として追加すべき事項(各府省提出資料)」となっております。

そのほかに、参考 $1 \sim 6$ までのごらんのような資料が配付されております。御確認をよろしくお願いいたします。

**〇竹内委員長** それでは、議事に入らせていただきます。

**〇内閣府統計委員会担当室長** 済みません。参考4「指定統計調査の承認等の状況」について 若干の説明をさせていただきたいと思います。

これは「『統計委員会が軽微な事項と認めるもの』の取扱いについて」という内規がありまして、それに従って、総務省政策統括官が軽微な事項に該当するものとして、統計委員会の諮問を経ずに承認を行った状況等を記載したもので、それによりますと4件の承認が行われております。

案件の承認後、委員会に報告することになっておりますので、こちらの資料の配付をもって 報告とさせていただきたいと思います。

今後、同様の取扱いとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

**〇竹内委員長** それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議題は、答申案が1件。

各部会の審議状況について。

その後、前回に引き続いて、公的統計の課題等について、基本計画部会としての議論を行いたいと思います。

今日は内容が大変多いので、少し急いでお願いをすることになると思いますが、どうぞ御協力をお願いいたします。

では、まず最初に、総務大臣からの諮問第1号の答申案「平成20年に実施される住宅・土地統計調査の計画について」につきまして、阿藤部会長から御説明いただきます。

審議状況などのことは、答申案の御説明をいただければよろしいと思いますが、必要であれば、何か説明していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○阿藤委員 人口・社会統計部会の阿藤です。資料1-1に従いまして、御報告します。

人口・社会統計部会において審議しました、諮問第1号「平成20年に実施される住宅・土 地統計調査の計画について」に対する答申案について、説明させていただきます。

まず、総論的に、審議結果として「(2)理由等」で示した内容に留意することを条件に諮問の計画を承認して差し支えないという結論になっております。

次に、この結論に至る計画事項、個々に対する部会の判断と計画の実施に際して留意すべき と指摘した事項について、説明させていただきます。

主な計画事項は、お手持ちの案の「(2) 理由等」にある「ア 標本設計」から「キ 集計の結果表」までの7点でありまして、以下、かいつまんで各事項の内容を説明させていただきます。

「ア 標本設計」につきましては、調査対象数に変更がありますが、設計の考え方には変更 はなく、妥当であると判断いたしました。

「イ 調査事項」につきましては、前回の答申において、調査事項の見直しに当たっては、 住宅の性能や居住の快適さといった住宅の質に関する事項を充実する必要があるといった指 摘があったこと、並びに住宅に関する施策の目的が、量の確保から質の確保へと転換されたと いうことを受けまして、調査項目を追加しており、一方、統計需要の低下した事項を削除して いることから、全体として妥当であると判断いたしました。

「ウ 調査票の配布・取集」につきましては、調査世帯が調査票を封入できる封筒を配布する計画であります。個人情報保護に関する国民の意識に配慮したものであることから、この計画は妥当であると判断いたしました。

同時に、一部の市町村において、インターネット申告を可能とする計画になっていますが、 調査票の回収率向上に資すると考えられ、妥当であると判断いたしました。

しかしながら、このインターネット申告を導入した際、入力画面の設計等について調査世帯 に過度の負担感を抱かせないような方策を講じる必要があると考えました。

また、本調査の実施2か月後に、国土交通省が承認統計調査であります住生活総合調査(仮称)を実施することを予定しており、本調査の調査世帯の一部について、引き続き、住生活総合調査(仮称)が当たるということを事前に周知することが必要であると考えられることから、地方公共団体の意見等を踏まえて、周知の可否を検討すべきであるという結論を得ました。

「エ 調査票の設計」につきましては、今回の調査から、調査員が記入していた建物に関する項目の部分を建物調査票として分離する計画となっています。これは、封入された調査票やインターネットによる申告に対応したもので、これまでは同じ調査票で調査員が記入していた部分の調査を支障なく行えるようにするためのものでありますので、妥当と判断いたしました。

「オ 民間委託」につきましては、国の方針に基づきこれを実施するということであります ので、その業務の範囲も今年行われております就業構造基本調査と同じであることから、妥当 であると判断いたしました。

しかしながら、委託によって調査精度が損なわれるようなことがあってはいけません。そこで、的確に委託業務が実施されるようにといった観点から、能力のある業者の選定のための適

切な入札の実施、モニタリングを通じた業者に対する指導、監督が必要であるといったことを 指摘いたしました。

更に、調査対象の秘密の保護も重要でありますから、委託先の業者に調査対象の秘密を漏えいしないような措置を講じさせるといったことの必要性も指摘しています。

「カ コールセンターの設置」につきましては、統計調査員、市町村等の負担軽減につながるなどの効果が見込まれ、妥当であると判断いたしました。

「キ 集計の結果表」につきましては、住生活基本法に基づく住生活基本計画の成果指標について、当初の案では結果表に含まれていないものが一部あるということで、その追加の必要性を指摘しております。

以上、審議いたしました事項について、説明どおりの判断となりましたので、答申としては、 指摘した事項について留意して、諮問の「平成 20 年に実施される住宅・土地統計調査の計画 について」、承認して差し支えないといたしております。

次に、答申の最後にあります「2 今後の課題」について、報告させていただきます。

この課題は、今回の計画を承認するための条件ではありませんが、今後、住宅・土地統計調査をより充実させていくために必要と考えられる事項を取り上げたもので、本部会としては、計画の実施者に対して、次回の計画までに対応を図ってほしいと考えた指摘事項であります。

第1は、住宅の質のとらえ方につきましては、さまざまな考え方があることから、今後どのような質を調べることが求められるか、政策立案者等との間で十分な検討を行う必要があるという指摘であります。

第2は、住宅・土地に関する施策の企画・立案に際して、住宅の選択に影響を及ぼすと考えられる世帯の収入構造等に関する調査事項を追加することについて検討を行う必要があるという指摘でございます。

第3は、既に説明させていただいたように、本調査の実施後、調査世帯の一部に住生活総合 調査が実施され、2つの調査の結果が一体的になっている点を踏まえ、両調査の関係を整理し、 統合すること等の是非及び可否を検討する必要があるという指摘でございます。

以上が、答申案についての報告であります。

引き続いてよろしいですか。

- **〇竹内委員長** 部会の報告については、時間が十分ないので、答申案の議論をしていただいて、 特に部会の中でこれに至る経過の点で何か注意することがあったらお願いいたします。
- ○阿藤委員 経過ではないんですが、資料1-1の一番最後に「平成20年に実施される住宅・ 土地統計調査の計画について」の審議に際して出された意見、基本計画部会等での議論の参考 としてという1枚紙が入っているはずです。これは、引き続き、基本計画部会、その他の部会 で議論の御参考として、答申の審議の際に出た意見を部会長個人として報告させていただきま す。これは正式な資料ではなくて、私の個人的なメモになります。各会の部会議事概要に掲載 されている内容でありますが、3つだけ取り上げました。

第1に、人口・社会統計の体系の中での住宅・土地統計調査の在り方に関してであります。

答申の説明の際に申し上げたように、国土交通省の承認統計調査であります住生活総合調査が、 住宅・土地統計調査の調査客体の一部に対して2か月後に実施され、両調査結果が一体的に利 用される状況であることから、両調査の統合等について検討する余地があると考えられます。

また、住宅・土地統計調査については、少子化対策などの面からも活用の余地が考えられる ということから、他の施策との関係も含めて検討する必要があることという意見がございました。

そういうことから、今後、住宅・土地統計調査の在り方に関しまして、基本計画部会等における人口・社会統計の中での住宅・土地統計調査の在り方の議論を踏まえて、検討する必要があると考えられます。

第2に、経済的事項の調査に関してであります。SNAにおける住宅・土地の資産推計に資するために、本調査の調査事項に個々の住宅取得価格、住宅評価額などの調査事項を追加することなどについて検討する必要があるという御意見がございました。

同時に、例えば個々の住宅評価額などの調査事項の追加については、追加の必要性について 十分に議論を尽くすべきといった意見もございました。

なお、この問題の検討に当たっては、国民経済計算部会、基本計画部会などにおけるストック統計の今後の整備の方向についての議論も必要であると考えられます。

第3に、民間委託の在り方についてであります。他の統計調査においても共通する事項であり、調査対象に秘密保護の観点から、委託に際して事業者に求める資格要件や事業者を十分に指導、監督するための方策、事業者が講ずべき措置について、一度全体的な場において検討する必要があると考えられます。

以上、部会長として報告させていただきました。

**〇竹内委員長** どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告に対して、御意見あるいは御質問ございますでしょうか。どな たかございませんか。

○廣松委員 意見というよりも、補足ですが、今回の住宅・土地統計調査諮問・答申は、現行の統計法の下で行われたものです。したがいまして、先ほど部会長の方から説明のありました住宅・土地統計調査本体とその2か月後に国土交通省が予定しております住生活総合調査、これは承認統計という位置づけになっており、したがって、現在、指定統計と承認統計の違い、実施部局が2つの部局にまたがるという問題があるため、両者その関係の整理、調整に関しては、今回は特に議論としては取り上げなかったということです。

ただ、これは今後、この統計委員会で基幹統計等の議論をするときに、やはり大変大きな論点であろうと思いますので、その点に関しては、部会長の方から個人的メモという形で御指摘をいただいたということです。

**〇竹内委員長** どうもありがとうございます。それに関して、何か御質問あるいは御意見はございますでしょうか。

部会長の指摘といっても、要するに部会の場での御議論を踏まえての御意見だと思いますが、

こういうメモを答申と別にいただけるのは大変結構なことだと思います。つまり、答申についての答えだけではなくて、もう少し先まで御議論いただけたことは大変結構だと思いますので、この部会長メモの報告につきましても、何か御意見、御質問がありましたらお伺いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

**〇吉川委員長代理** 今、部会長と廣松委員がおっしゃったことは、大変ごもっともでして、つまらないロジック的なことなのですが、将来的に基幹統計を検討していくときに、当然先ほどから御説明になっているところを注意事項として、将来の検討事項ということになるわけですが、議論を進めていく上で、やはり忘れてしまうということがあります。

つまり、現行の指定統計というのは、1つの重要な統計の一覧表になっているんだろうと思いますが、今のように具体的に問題になったようなことが出てきたときには、今後、現行の指定統計で何か一覧表の中に印か何か付けておいていただいて、この部会なりで以前に議論があったという統計について要検討という場合には、何かそういう形で整備していただけると忘れないと思いますので、事務局へお願いをいたします。

**〇竹内委員長** それは、今までの審議会の中でも今後の要望というのがあり、それが必ずしも ここに出てこないのもあり得ると思うので、やはり統括官でまとめて、きちんとリストをつく って記録しておいていただいた方がよろしいと思います。

今の点は重要なポイントですから、私のイメージとしては、例えば将来、住生活総合調査のようなものは、住宅・土地基礎調査のロングフォームのような形で一部の世帯を調査するということが一番望ましいんではないかと思いますし、その中に経済的事項などもうまく取り入れる形の方が望ましいと思います。そのときにこちらはこの省だ、こちらはこの省だということで、だから結び付けられないなどということがないようにすることが、統計委員会の1つの役割だと思っていますので、今後、御議論をお願いしたいと思います。

それでは、この問題についてはよろしいでしょうか。当面、答申としては、これでよろしい ということであれば、御承認をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○竹内委員長 それでは、承認していただいたものと認めます。

では、阿藤部会長始め、人口・社会統計部会に属された委員に関しまして、どうもありがと うございました。これによって、総務大臣に対して答申をいたします。

それでは、各部会の審議状況の報告に入ります。これも時間が余りありませんので、簡単に 御報告いただきたいと思います。資料の順番に、まず吉川部会長から、国民経済計算部会の審 議状況についてお願いいたします。

○吉川委員長代理 それでは、御説明いたします。資料2をご覧ください。

国民経済計算部会は、11月26日に開かれました。

概要は、見ていただければよろしいわけですが、大守委員に部会長代理をお引受いただいた 上で、重要な事項として4つの専門委員会が立ち上がりました。時間がありませんので、読み 上げませんが、ここに書いてあります4つの部会が立ち上がって、それぞれの専門委員のメン バーも決まり、できるだけ速やかに実動していただくということになりました。

1ページ目の一番下の議題 4 ですが、国民経済計算の速報(QE)の精度を上げるという点で、ここに書いてありますような若干テクニカルなことですが、改善をしたということでございます。

2ページ目にありますとおり、推計方法を変えたことによってどの程度改善したのかという 点を今後、教えていただきたいという声が委員の中からあったということでございます。

議題5ですが、平成18年度国民経済計算の確報について、ここに書いてありますことが議論されました。

1点だけ資料を補足しておきますと、ここにもありますが「政府諸機関の格付け(部門分類)の変更」について、若干の議論がございました。つまり、これは公企業なのか、民間企業なのかというところです。どのようなことが問題になったかというと、委員の皆様の中から、例えば政府が株式会社になったとしても、その株式を全部政府が保有しているような場合にそれを民間企業と考えるのか、あるいは公企業と考えるのかということで、若干デリケートな問題があるんではないか。これを実態とその統計上の分類でどのように考えるか。実態も踏まえて、統計分類の方でどういうふうに考えるかということには、十分慎重な議論が必要であるという御意見があって、この点は確かにそういうことはきちっと考えるべきだということが、委員の皆さんの総意であったと思います。

大体、以上でございます。

**〇竹内委員長** どうもありがとうございます。何か御質問がございますか。

御質問がなければ、次は、産業統計部会の審議状況について、舟岡部会長から御報告をいた だきます。

**〇舟岡委員** それでは、御報告いたします。資料3をごらんください。

先月 11 月 12 日に諮問されました平成 20 年に実施される漁業センサスの計画については、11 月 22 日に第1回産業統計部会を開催し、審議を行いました。

部会における議事の内容については、お手元の資料3の「5 概要」に記してございます。 部会の冒頭で、美添委員が部会長代理に使命された後、漁業センサスの計画についての趣旨、 今後の検討スケジュール、調査の計画及び試行調査の結果状況についての説明の後、委員の皆 様から事前にいただきました意見を基に、私が作成しました論点メモを提示して、個別の論点 に沿って審議が行われました。論点は、大きく分けて、今回改正における調査体系の見直し、 調査事項、概念定義、集計事項、その他、そして過去の統計審議会の答申等で示された課題へ の対応の6つで構成されています。

当日は、この中の1番目の論点である調査体系の見直しについての4点について審議し、ほぼ妥当であると了承されました。この4つについては、お手元の概要の中にア、イ、ウ、エという形で、論点ごとに、委員、専門委員から出された意見等の主なものを示してございます。

まず、漁業経営体調査と内水面漁業経営体調査で、これまで調査対象であった官公庁・学校・ 試験場を除外することについての意見は、そこに記されたとおりであります。 調査対象から除外することは適当であるとされましたが、これからの漁業を考える上で試験研究が大変重要であって、その取組みについては、試験研究の概況という中で、魚種別、規模別等が把握可能であるけれども、これを官公庁、学校についての試験場に関する情報と併せて、一般の人が利用できるように公表を検討してほしいという要望が出されました。

これまで漁業従事者世帯調査については、漁業経営体から聞き取りで調査対象である漁業従事者世帯を特定していましたが、近年事業者から対象についての正確な把握が困難となったこと、漁業センサスを産業統計としての正確性を確保して相対的にコストを削減するという観点から、漁業従事者世帯調査を廃止することとしています。

必要な情報については、漁業経営体調査の中で男女別、年齢階級別の人数を引き続き把握する等で可能ですので、これについては妥当であるとして了承されました。

続きまして、ウです。漁業管理組織調査におきまして、調査対象を漁業協同組合に関連した 組織に限定して、複数の漁業経営体による自主的な漁業管理の集まりを除外することについて は適当とされました。

自主的な漁業管理を行いながら、経営に関する勉強会とか協業化の検討等を行う組織もある ことはありますが、これらの数は限られていて、調査対象を本調査において明確化するという 観点から、除外することについては妥当であると判断いたしました。

エについてですが、海面漁業地域調査と内水面漁業地域調査におきまして、調査項目を漁業の生産状況をとらえる項目に限定して、コミュニティー活動などをとらえる調査項目を削減したことにつきましては、いろいろ意見が出されました。現行の漁業センサスで定義している経営体が経営のひとつのベースになっているのか、あるいは共同体、コミュニティー、集落などがひとつのベースになっているのか、経営的な観点から、どのように漁業をとらえたらよいのかという大きな問題が背後にあるという意見が出されました。

地域の生活に密接に関わる活動を産業統計の中でとらえることが適当かをめぐりましては、これまでの 10 年間で漁業センサスに限らず、農林業センサスの審議の中でも、継続して議論されてきまして、イベントとか祭りなどのたぐいの調査事項は削減する方向で、これまで改正が行われてきまして、そういう項目については、かなりぎりぎりのところまで調査項目を絞り込んでいます。

それに対しまして、部会では共同体、コミュニティー、集落などは、これまで漁業を支えてきたし、今後、漁業を発展させる上で重要な組織的な役割を果たしている。単に資源管理、漁獲管理だけでなく、例えば次世代の担い手を支えるような取組み、後継者を育てる風土、地域のコミュニティーの土壌など、今後の漁業を支える取組みについて情報をとらえる必要があるので、これについて全数調査ではなくても、標本調査等で把握する必要はないかという意見が出されました。

本部会では、今後、2回の審議を予定していまして、次回は12月21日に開催し、残された論点を審議する予定であります。

以上でございます。

**〇竹内委員長** どうもありがとうございました。何か御質問ございませんでしょうか。

1つ伺いたいのですけれども、官公庁、学校、試験場をセンサスから除くというのは、産業 統計の観点からは良いと思うのですが、農業とか林業などにもこれがありますが、それとの整 合性はどうなのですか。

- **〇舟岡委員** 農業について、官公庁、学校、試験場は対象になっていないと理解しているのですが、正確なところははっきりしません。
- **〇竹内委員長** 農水省の方はここにいらっしゃいませんでしたか。お答えいただけますか。
- ○農林水産省統計部 農林業センサスでも、対象になっていないと思います。
- **〇竹内委員長** そうすると、むしろ整合的になるわけですね。
- 〇農林水産省統計部 はい。
- ○竹内委員長 それなら結構です。

それでは、何か御質問ございませんでしょうか。

最後のコミュニティーのことは、これもまた漁業だけの問題ではないと思いますが、そのコミュニティーに関する議論はどこかであった方が良いと思います。それをどうするかについては、また改めて統計体系の検討のときにいろいろ御議論いただく必要もあるのではないかと思っています。

何かほかに御意見ありますか。御意見、御質問がなければ、次に行かせていただきます。企業統計部会での審議状況について、美添部会長からお願いいたします。

○美添委員 お手元に11月21日に開催されました、第1回の結果概要がございます。

第2回の部会が先週の金曜日、12月7日に開催されまして、そちらについては、議事概要が まだできておりませんが、口頭でそこも含めて御報告いたします。

まず、11月21日の第1回部会ですけれども、平成20年に実施される法人土地基本調査及び 法人建物調査の計画について審議いたしました。

「5 議事概要」のように、まず(1)として、調査実施者から調査の概要、改正点について説明をいただいた後、事務局から、前回の統計審議会の答申の課題等が紹介され、その後、委員からさまざまな意見が出されました。

主な意見は、1、2ページ目の途中まで掲載してありますが、重要なものは、答申作成段階で取り込みますし、部会の後半及び第2回の部会で議論しましたので、細かいことは省略させていただきます。

ポイントとして幾つか紹介しますと、この調査事項と土地政策との対応関係を明確にすべき であるという意見が、1つ重要な意見として出されました。それから、民間委託する場合には、 特に慎重にという意見がかなり強く出されています。

2ページ目の一番上ですが、平成5年の第1回は承認統計調査でしたが、その後、5年に1度の周期調査が行われているのに対して、前回の調査のときに、統計審議会の意見として土地所有は変化が激しいので、調査周期を短くすることについて検討が必要という指摘があり、同じ意見がここでも出されました。

各委員の意見については以上です。

(2)は、あらかじめ私と事務局で相談して、統計委員会で出された意見等を踏まえて、論 点を整理したメモを作成しました。その論点メモの各項目につき、是非を確認いたしまして、 基本的に了解が得られたということで、このメモに沿って審議を進めました。

論点の中で、まずアですけれども、この調査の意義について幾つか議論がありました。現在のSNAの土地資産額の推計において、本調査はそれほど利用されていないが活用の余地があるのではないかという指摘がなされました。

第1回の部会では、内閣府としてSNAの推計で、本調査で使える部分があれば検討したいという発言がなされましたし、委員からは、SNAの改善に役に立つのであれば、この調査を部分的にでも利用すべきではないかという提案がなされました。

部会としては、この調査をSNAにどのように利用できるかについて議論することは可能ですが、実際にSNAに利用するかどうかは内閣府が判断することであるという整理をいたしました。

イについては、基本的に承認されておりますので、第1回部会の詳細は省略いたします。

ウの調査方法については、特に重要な点として、母集団名簿の整理について議論がなされました。今回も丁寧に母集団の名簿を準備していますが、平成21年の経済センサス(仮称)の結果、信頼性の高い名簿が整理されることになります。この名簿を使うと、捕捉精度が更に向上することが予想されるため、次回の調査について、それを用いる必要があるという意見が出ました。

第2回目の部会については口頭で説明いたします。

部会長代理は、1回目には指名しませんでしたが、2回目の部会の冒頭で佐々木委員にお願いをし、承認をいただきました。

2回目には、前回部会の宿題が幾つかありました。

まず調査実施者から、法人土地基本調査、建物調査による資産額推計の手法について資料を 提示して、説明がありました。この資料の他、報告書の中に技術的な資料として詳細に解説が あります。

更に専門委員から、法人土地基本調査のSNAへの利用可能性について、メモとともに説明が行われました。この結果、SNAの推計に役に立つ部分は少なからずあるという意見が多く出されましたが、第1回の部会で、最終的な判断は内閣府がする、それをこの基本計画部会等で議論をするという整理にしてあります。

続いて、論点メモの残りの部分を議論しました。

まず、名簿あるいは必要な土地情報のプレプリントについての議論が行われましたが、これ については結論が出ておりませんので、第3回部会のときに、まとめて報告をすることにいた します。

調査方法について、情報処理技術を使った効率化の問題ですけれども、オンライン調査の導 入ということについては前向きの評価がなされましたが、予備調査でオンライン調査を利用し た企業が非常に少なかったことから、オンラインシステムを使いやすくするという視点も必要ではないか、そのために、回答者から情報を集める努力が必要であるという意見が出されています。

もう一点、行政記録の利用可能性について、実施者は、平成 13 年に予備調査を実施して検 討しています。その結果、課税台帳を利用する方法は、実際の試算をしますと、現在の統計調 査よりも費用がかかる。企業の負担も決して軽減されないということになりました。

それはなぜかといいますと、この統計調査は土地の所在ではなく、所有を調べるものです。 例えば東京にある法人が全国各地に土地を持っていると、そこに調査をかけるためには、所有 者から承諾書をとる。それを持って、各地方自治体に調査に行くわけですが、承諾書の手間は 法人に残る。

更に、課税台帳にある情報は、すべての調査項目をカバーしているものでないことから、一部分は法人に調査することになります。

したがって、完全に課税台帳で置き換えるということは現状では無理であるのと同時に、費用の面から考えても、むしろ逆効果であるという判断がなされました。

しかし、課税台帳が全く使えないということではないわけですから、今後の課題として有効な利用方法について検討してほしいという意見があり、答申にもこれを部分的に表現できるものと考えております。

民間開放に関する議論ですが、1点だけ紹介しますと、調査の根幹に関わる部分と考えられる企画、設計、審査、母集団名簿の整理など、これらについては調査実施者が知識と経験を継承しなければならない部分である。この部分については、あくまでも国土交通省が担当し、その知識、経験を内部で継承するという姿勢が今後も守られるべきである。これが部会での共通した意見であります。

法人土地基本調査の調査周期についても検討いたしました。過去の統計審議会の意見として、5年周期を3年にすることを検討するということがありました。これについても検討資料が調査実施者から提出されました。財務省の法人企業統計調査の推計を使って、土地の所有状況の変化を追ったもので、3年周期、5年周期の変化を調べると、確かに5年ではやや動きが粗い。3年周期であれば、相当正確に反映できるるという結果が出ております。

しかしながら、これほど大規模な調査を3年周期で実施することは、そもそも負担の点から 現実的ではないという強い意見がありました。

法人企業統計からも、土地所有の変動については捕捉できるが、調査実施者が別途実施している調査があります。企業の土地取得状況等に関する調査と呼ばれますが、これは毎年資本金規模1億円以上の法人全数に対して調査をしているものですから、この調査を組み合わせれば、短い周期で実施する必然性はない。調査の費用から考えても、現行の5年周期で十分であるという意見が大勢を占めております。

次に、法人建物調査については、一通り問題点を指摘し、次回、検討することとしておりますが、1つだけここで御紹介したい意見としまして、駅の施設についての把握という問題が提

起されました。

実は、法人土地調査には調査票が2種類あります。一般のA票、鉄道や放送施設等に係る簡易なB票があります。鉄道は、このB調査票で土地を捕捉しますが、それに対応した建物は調査しないことになっております。それは地方の駅舎などは調査しないという趣旨ですが、しかし、新宿駅や品川駅のような大きな建物も現行の制度だと調査の対象から外れています。

これについては、次回以降の調査でどのように扱うものか検討したいという意見が出されて おります。

次回の部会は、12月21日に開催する予定で、第2回部会で課題となった事項についての最 後の審議を行い、できれば答申案について検討することとなっています。

報告は、以上です。

- **〇竹内委員長** どうもありがとうございます。何か御質問ございますか。 どうぞ。
- **〇内閣府経済社会総合研究所** お願いなのですが、第2回目の議事録も、今、口頭でおっしゃった部分を文章にしていただけるという理解でよろしいですか。
- ○美添委員 事務局で各委員の発言のチェックをしている段階です。
- 〇内閣府経済社会総合研究所 よろしくお願いします。

もう一点、この調査をSNAに使うかどうかは、非常に重要なことだと思います。検討をこれから重ねていきたいと思いますし、もう一点、経済センサスとの関わり合いで、法人の母集団をどうとらえるかというのは、この統計に関わるだけの問題ではなくて、あらゆる統計に関わってくることなので、これはお願いですけれども、むしろ基本計画部会等々でそういうことも含めて御議論をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

- ○美添委員 経済センサスについては、諮問されるとしたら、企業統計部会ですので、当然検討することになると思います。
- **○廣松委員** 民間委託の件に関して、部会で議論された方向で正しいと思います。ただ、もしこれを先ほどの住宅・土地統計調査と同じように、公共サービス改革法の範囲内でやるとすると、実施要項というものをつくらなければならない。すなわちもう一つ、手続が要るように思います。

その点について実施部局はどういうふうにお考えなのか、その点を十分部会で御審議いただいて、もし今回はそういう形ではなくて、ガイドラインに沿った純粋な民間委託ということであれば、それに沿った形で御検討いただければと思います。

○竹内委員長 その点は、事務局の方から何かお答えはありますか。

私は当然ガイドラインに沿ってやられるものと理解していたのですが、そうではないのですか。

**○廣松委員** 今、その点が大変錯綜しておりまして、既に政策統括官室の方でガイドラインを つくっていて、それを今年の5月か6月に改定いたしました。すべての調査に関して、一部を 民間委託をする場合には、そのガイドラインに沿ってやるべきものだということになっており ます。

それを公共サービス改革法に基づいて行う場合には、公共サービス改革法によりできました 官民競争等入札監理委員会の下で、民間委託するための実施要項をつくるという作業が必要に なります。

したがってどちらでやるのか、ある程度早めに決めておかないと、もし公共サービス改革法に基づいてやるとするならば、平成 20 年の調査ですから、実施要項を決めて、入札をしてというように、かなり手続にも時間がかかると思いますので、そこは十分御検討いただく必要があるのではないかと思います。

- **〇竹内委員長** 公共サービス改革法の場合は、別に統計調査を特に念頭に置いてつくっているのではなくて、一般的なルールですね。そうではないのですか。
- ○廣松委員 そうです。ただし、個々の調査に関してどういう形で入札を行うか等については、個々に実施要項を決めます。
- **〇竹内委員長** そうですか。そうすると、それは必ずしも統括官の方でまとめられたガイドラインに沿うかどうかははっきりしないわけですね。作成部局が違うからということですか。
- ○廣松委員 はい。勿論、統計調査の民間委託ですから、政策統括官でつくったガイドラインに反することはできないと思いますけれども、監理委員会では、それとは別に実施要項をつくるということです。

政策統括官室でつくられたのは、民間委託に関するガイドラインです。公共サービス改革の 方では、民間開放という言葉を使っているようでして、両者の関係がどうなっているのか、必 ずしも明確でない部分があることも事実です。

- 〇竹内委員長 統括官の方で、今の問題はどういうふうに考えておられますか。
- ○総務省政策統括官 具体の問題について、つまびらかではございませんので、今、廣松先生から御指摘のありました各府省統計主管課長等会議申合せによるガイドラインと官民競争入 札監理委員会が行っていることとの関係については、企業統計部会長とも御相談させていただきまして、整理をさせていただいた上で議論をお願いできればと思っております。
- ○廣松委員 この調査に関して、もう具体的に計画案が俎上に上っている段階わけですが、この点は先ほどの人口・社会統計部会での議論と同じように、ほかのすべての調査に共通する点だろうと思います。今はどちらかというと、個々の調査に関する議論が先行しているわけですけれども、全体的な整理が必要になると思います。
- **〇竹内委員長** その点は、実は基本計画部会で、統計委員会としての基本的な考え方をいつかまとめておく必要があると思っておりますので、そのうち皆さんに御議論いただきたいと思います。

ただ、今まで先行している部分もいろいろあるので、そこは錯綜していますから、統計委員会としてどういうふうに整理をして、どういう形のものを出したら良いのかということは、よく検討しなければいけないと思います。だた、少なくとも、共通的なガイドラインをつくっておく必要がある。個々のケースごとにつくられるのでは困りますから、その点については、そ

のうち御議論いただくことにしたいと思います。よろしいでしょうか。

今日は、この前少し議題の処理が不手際であった面もあって十分進みませんでした。公的統計の課題等に関する統計委員会基本計画部会の議論というものをしていただかなければなりませんので、この委員会としての答申案並びに部会の審議状況についての御報告はこれで終わらせていただいて、次に入らせていただきます。

時間が限られておりますので、既にいただいた御意見以外について御発言をいただきたいと 思います。

また、資料5の公的統計の課題等に関する統計委員会基本計画部会のこれまでの議論の概要 というのがありますが、それと、公的統計が直面している障害に関する各府省意見の資料6で す。その2つを基にして御議論をいただきたいと思います。

1つのテーマごとに区切って、それぞれ15分を目途に進めていきたいと思います。

それで、資料 5 の方の 1-1 のところで大分議論をいただいたわけですが、1-2、1-3 は一応御議論いただいたものとして、1-4 の S N A 等の加工統計の課題というとこから始めたいと思います。

まず、加工統計の課題ということについて、15分ということで御議論をいただきたい。どう ぞ、御議論がありましたら、お願いいたします。

○内閣府経済社会総合研究所 SNAについては、加工統計として、いろいろな一次統計を使っているわけですが、課題がかなりいろいろな意味で山積しています。そういうものについて、一次統計の利用の仕方、それからいろいろな統計間の整合性の問題、それからSNA体系から見たときに、どういう統計があるべきかということをもう一回整理をしています。できれば、1月中にでもヒアリングの場をつくっていただいて、我々の方から御提案をし、問題をはっきりさせたいと思っておりますので、それまでに御意見があれば、承っておいてと思っております。

**○廣松委員** SNAのことに関しては、今までに何回も議論が出ましたので、これ以上申し上 げることはありません。

1つ気になっているのは、IOに関して、今までは政策統括官室、昔の統計基準部の1つの 室が責任を持って12省庁共管という形で作成してきました。その検討のために5年に1回ず つIO技術委員会が開かれており、そのときに、時々の問題点等に関して議論がなされてきま した。

SNAの中にも産業連関表があるわけですけれども、その基礎となる基本表に関して、どういう形で今後を進めていくのかということも、やはり大変重要な点だろうと思います。一部はSNAの基礎になっている統計でもありますので、加工統計のもう一つの重要な柱として、IOの位置づけをどういうふうにするかということは、考えるべき論点ではないかと思います。〇竹内委員長 いかがでしょうか。つまり、IOについて、やはり統計の観点から考えていく必要があると思うのですが、もし、それを考えようとするときに、何らかの形で、IOに関するワーキンググループみたいなものをつくって、この統計委員会の中でそれをつくってやるこ

とが望ましいのかどうかということについて、少し御意見を伺いたいと思います。

**○内閣府経済社会総合研究所** SNAの中でのIOというのは、非常に重要な統計になっていまして、5年置きの基準改定というのは、IOの基本表に基づいてやっているわけです。

それで、中間年については、SNA-IOというものをつくっておりますけれども、基本表のIOから見れば、非常に簡易表になっているということで、それ自身がいいかどうかも、SNAの中ではいろいろ議論のあるところだと思います。

そういう意味では、IO表を今後どういう形に整備していくかというのは、非常に重要な課題ですので、これはやはり基本部会であるのか、どこかはここで決定されることだと思いますけれども、是非議論の場をつくっていただいて議論した方がいいと思います。

それから、産業連関表そのものが、ある意味で加工統計であるわけで、そこでいろんな一次 統計をそこに使いますので、その統計間の整合性等々を含めて、現在、関与していらっしゃる 十幾つの省庁の方々からも御意見を伺うことが当然必要だろうと思っております。

- **○竹内委員長** SNA等について、何かほかにも御意見はございませんでしょうか。 今、その御意見がなければ、先を急ぎまして、次に行きたいと思います。
- **〇吉川委員長代理** 具体的な論点というよりは、ロジ的なことなんですが、先ほど既に資料2に基づきまして、国民経済計算部会について御報告したとおり、4つの専門部会が立ち上がったわけです。鋭意検討を進めていただくことになっているわけです。

ですから、今のSNA関係のことで当然のことですが、専門部会でいろんなことを少し詰めていただいて、重要なアジェンダ、それから具体的な改善策を出していただくということに当然なるんだろうと思います。

そのタイムテーブルと、全体の調整、この統計委員会あるいは基本計画部会の動き、この点は当然委員長、それから事務局にコーディネートしていただく必要があると思いまので、よろしくお願いいたします。

- **〇竹内委員長** それは、担当室の方で具体的なスケジュールについて、いろいろ御検討いただき、また、委員の構成などについても案をつくっていただいて、またお諮りすることになると思います。
- **〇吉川委員長代理** 委員は、もう決まっているのですか。
- **〇竹内委員長** 委員というのは、ワーキンググループのメンバーです。済みません、委員とい うのはいい間違いでした。ワーキンググループのメンバーについても、いろいろ御検討をいた だく必要があると思います。

よろしければ、次に行きたいと思うんですが、個別分野での統計整備ということですけれど も、それについて、国勢調査の話から始めたいと思いますが、何かセンサスに関してございま すでしょうか。

**○阿藤委員** 既にメモや口頭で申し上げていることでありますが、やはり国勢調査の環境が非常に悪くなっていることは事実でありまして、次回、特に密封回収になったときに、一体どういうことになるのか、非常に危惧される面がある。

そういう意味では、特に国勢調査が世帯の母集団という情報であり、特に市町村の統計など、 それがベースにつくられるという点で、その必要性、有用性ということと、それと同時に、国 民の一種の義務だというところを、かなり強くどこかで訴えるように、そういう広報、教育と いいますか、そういうところが非常に重要ではないかなと思います。今まで割とお願いします という感じでやってきたのですが、それをアメリカのように、これを受けないと、すぐペナル ティーがあるとか、罰金があると、そこまで言うかどうかは別にしても、そういうスタンスは 少し変えていかないと難しいのかなという感触を持っています。

もう一つは、内容の点で、これも国民の回答者の負担ということになると、どんどん調査項目が減っていって、大変大きなお金をかけてやる割には中身が非常に手薄だという費用対効果の面でどうかという問題も出て来かねないので、長期的な課題として、1回はアメリカ型のショートとロングみたいな調査方法について、ほかの調査も含めて議論をしておく必要があるのかなと思っております。

もう一つ、そうは言いながら、なかなか現状が変わらないとすると、国勢調査について、どういうふうに補足率を補完するかという点でいうと、住基ネットの住民基本台帳、そういうものを法律的に利用しやすいようにして補完していくという方向性も1つ検討する必要があるかなと思っております。

**〇竹内委員長** どうもありがとうございました。国勢調査の問題については、統計局の方から も何か今、お考えのことで、何かおっしゃりたいことはないですか。

○総務省統計局 これだけ議論しますと、恐らくこれだけでもかなり時間がかかることだと思いますので、手短に申し上げますと、これについては、阿藤先生がおっしゃったような問題意識は、私どもも十分持っております。

基本的には、まず、国民の理解をどう得るかということが、やはり最大の課題だと思いますので、なかなかこういうものは、机上でこういう調査方法がいいだろうということだけでは済まない部分がありますので、私どもも試験調査を繰り返し、また、都道府県、市町村に調査を担当していただきますので、そちらともよく意見交換をしながら一番合理的と思える方法を選んでいくということを考えております。

それから、中長期的には、やはり外国の情報を集めたりしながら、そういうものの中で、日本で何が活用できるのか、環境面で違うところはどこかというのは、よく分析してまいりたいと思います。今後、そういう議論はこの統計委員会でもいろいろ御報告させていただき、また、諮問答申をいただくプロセスの中でも御議論をいただけるのかなと思っておりますので、そういう先生方の御意見も踏まえて検討を進めてまいりたいと思います。

**〇竹内委員長** 何か国勢調査に関して特に御意見はございませんでしょうか。

それについて御意見がなければ、次に行きまして、経済センサス、サービス統計、ストック統計ということで、経済統計に関連して、何か御意見はございませんでしょうか。SNA等の加工統計というよりも、むしろ前提としての基礎になる経済統計に関して、何か御意見はございませんか。

**〇内閣府経済社会総合研究所** これもお願いなのですけれども、経済センサスは、これから実 行段階に移される段階に来ているわけですけれども、今後の経済統計全体に関わる非常に重要 な統計になっていくと思います。

そういう意味で、平成 21 年の調査、23 年に予定されている調査というのが、どういう形の ものになるかということは、SNAだけではなくて、あらゆる経済統計に関わってくる問題だ と思います。

それから、一部、もちろん母集団のレジスター等々では、行政記録とも関係が出てくる統計 でございますので、一度基本計画部会の場で経済センサスについて、現状はどうなっていて、 どういう形で将来経済センサスを生かしていくのかということを御議論いただく必要がある だろうと思います。

その中で、恐らくサービス統計の問題、もちろん製造業、工業統計や商業統計の問題、いろいる関わってくると思いますので、基本計画の中での位置づけが多分必要だろうという気がするので、よろしくお願いしたいと思います。

○竹内委員長 今、黒田さんのおっしゃったことのように、経済センサスそのものは、当然基 幹統計になると思いますが、そのときに基幹統計の諮問という形で、どこの部会が担当するこ とになるのか分かりませんが、そういうところでの審議の前に、やはり経済センサス全般の計 画に関する状況について何らかの形で委員会に資料を出していただいて、いろいろ議論してい ただく必要があると思います。具体案が諮問案として出てくる前に、少し議論しなければなら ないことはいろいろあると思います。その点は、統括官では何か手順をお考えですか。

○総務省政策統括官 今、お話がございましたように、経済センサスは、平成 21 年、23 年に 実施するということで、それぞれ 21 年は総務省統計局が、23 年は総務省統計局、経済産業省 が中心になって準備をしておりまして、当然 20 年のしかるべきときには、委員会に個別の案件として諮問することになろうと思いますが、今、お話がございましたように、その前に委員会として、あるいは基本計画部会としてきちんと現状把握し、今後どういう方向を考えていくのかということを御議論されるということについては、私どもも事務局の一部として対応させていただきたいと思っています。

○舟岡委員 21年の経済センサスと23年の経済センサスは、もう既に実施することが決まっていますが、それ以降については、何も決まっていません。5年先とか10年先については、必ずしも明確ではなくて、21年の経済センサスにおいては、行政記録を利用して名簿が整備できますが、名簿整備については、1回限りで良いかというと、必ずしもそうではなく、鮮度の良い最新の情報でアップデートされているよ名簿を活用できるほうが望ましい。

21年経済センサスの次の調査以降について、名簿整備をどうするかについては、この基本計画部会で十分検討すべきことかなと思っています。

**〇内閣府経済社会総合研究所** もう一点だけ付け加えさせていただきたいのですが、23 年に実施される経済センサスですけれども、現状では 22 年の工業センサスをやらないということになっています。

これは、SNAにとってはかなり大きな問題です。SNAは、御承知のように、産業編を使って、SNAの確報をつくっていますので、22年度の工業センサスができないということになると、確報の推計が1年できないことになってしまいます。

そういう意味では、時期が遅れるのか、できないのかということだけではなくて、確報の推 計によって、前年までのQEが変わってきますので、そうすると、QEそのものの数字が不確 定なものにならざるを得ないかもしれないという問題も持っている。

そういう意味で、どのタイミングで、どういう調査が、どういう形でなされて、従来の工業 統計等と、ある意味でどれぐらい整合性を持つのかということの、ある種の調査対応がないと、 推計方法そのものが確定しないという問題性を持っています。

もう一つ問題なのは、22年はIOの調査の年で、IOのところで22年の工業統計が使えないということになると、これもIOの基本表ですので、その後のSNA等々の基準改定にすべて影響することになります。

そういう意味では、かなり重要な決断をすることになりますので、そういうことを念頭に置いた上で、今回の経済センサスをどう生かしていくか。これはサービス等々の情報がより豊富になるということは非常にありがたいことで、それ自身がSNAに資する部分はあるのですが、何が問題であるかということだけは、きちんとあらかじめとらえていくことが重要だと思っています。

○廣松委員 経済センサスに関しては、既に枠組みに関する報告書が出ており、それに基づいて、21年及び23年の調査計画案の作成が、今、経済センサス企画会議の下で行われています。 おっしゃるとおり、それ以外の年あるいは舟岡委員がおっしゃった、23年以降のことに関しては、枠組みに関する報告書以降、何の検討もされていないという状況ですので、確かに基本計画部会等の場で、どういうふうに対応していくべきかは、当然議論すべきであり、それもかなり早目に議論をすべきだと思います。

○竹内委員長 枠組みということでおっしゃったんですが、実は枠組みそれ自体も、やはり経済センサスはそこから直接得られる情報だけではなくて、いろいろ波及するところはあって、名簿として使われているときに、その名簿はまたほかの調査にも使われますし、それからSNAに対する影響とかいろいろあるわけです。それから実際のセンサス後のこと、つまり、23年のことを決めるというのは、例えば5年ごとにやるとしたら、5年ごとの経済センサスの基本的枠組みは、そこで決まってしまうことを意味しますから、そういう長期的なものを含めて、やはり基本的なことについての御議論を適当なところで、今、廣松委員がおっしゃったように、ある程度早くやる必要があるかと思います。

それでは、ストック統計という問題についても、資料に上がっていますが、これについて何かございますか。

**〇吉川委員長代理** 先ほど説明した、国民経済計算の中に、専門調査委員会が立ち上がっています。そのものずばりで、ストック統計に関するものです。ですから、今、議論しているテーマ全部に関して、我々の体制が整っているわけではないと思いますが、今のストック統計は、

まさに体制が一応整って、既に現在、動き始めている、あるいは動けるような形になっているわけです。そこで、委員長や事務局で、基本計画を何年、いつごろに我々がつくるのかというところから逆算していただいて、それぞれの専門調査会なり専門委員会に、いつまでにアジェンダの洗い出し及び具体的な改善策を出してくださいという形で要請し、それを出していただいて、適当に報告をいただきながら調整していくというような形でやっていただければと思います。

○竹内委員長 ストック統計について、国民経済計算部会において、国民経済計算体系の中でのストックの統計の整備についての御検討を進めるということはよくわかっているのですが、このテーマと違って、何か統計調査として、あるいはほかの観点からの統計整備として、国民経済計算におけるストック統計を整備するために必要なことがあるかどうかということについてお伺いしたいと思いました。

○廣松委員 その点に関して、まさに住宅・土地統計調査の審議の場で、具体的に議論が出てきたわけですが、ポイントは、直接統計調査によって評価額を調査をするのか、それとも現在行われているような形の、パーペチャル・インベントリー法等を使って、ストックの推計をしていくのか、という点だと思います。ただし、パーペチャル・インベントリー法で推計するにしても、ベンチマークをある程度ローリングをしていかないと現実とどんどん懸け離れてしまうという問題が起こると思いますので、その点を今度立ち上げていただいた部会のところで是非御議論いただければと思います。

○舟岡委員 ストック統計の検討体制については、吉川委員のおっしゃるとおりかと思います。 やはりSNAの推計において基礎的な統計情報がない一環として、ストック統計の不備が指 摘されているのですから、SNA統計を精度よく作成するために、どう整備すべきかといった 観点が第一に考えられてしかるべきで、それ以外については、ストック統計を何に利用するの かといった観点が明確に示されない限り、闇雲にストック統計を整備すれば良いという話では ないと思います。したがって、ストック統計を詳細に整備するなら、その前提として、何に利 用して、それから得られる価値がどれだけかを明確に議論すべきだろうと思います。

それから、サービス統計についてですが、竹内先生は1年に一度の構造統計が必要と考えられるとおっしゃいました。構造統計には、私が考えるだけでも2つのタイプがあるかと思いますが、先生はどういう意味合いで、サービス業の構造統計をとらえていらっしゃいますでしょうか。

○竹内委員長 私の意見をここで申し上げる必要がどの程度あるか知らないけれども、つまり、動態統計は付加価値構造を見るのに何の情報もないわけです。それから、勿論、サービス業センサスあるいは経済センサスの中の一部で良いのですが、やはり年に一度ぐらいは、付加価値構造を明らかにするような、ある程度の大きさの標本調査が必要だろうというのが、私のイメージであり、それを構造統計と仮にいった訳です。そのほかの項目もあると思いますけれども、基本的には付加価値がわかるような統計ということです。

**〇内閣府経済社会総合研究所** ストック統計等々、SNAの専門委員会で当然議論いただくの

は必要だと思いますが、専門委員会なり、ワーキンググループでどういうプライオリティーで、 例えばストック統計について何をやるべきかということは、基本計画部会なりに出していただ くことが必要だろうと思います。

それで、ストックと一言で言っても、有形固定資産だけがすぐ頭に行きますけれども、問題は無形固定資産も非常に大きな問題になっていますし、SNAのストックというものには両面があって、ある種、アセットのバリューとしてのとらえ方と、プロダクティブ・キャピタルとしてのとらえ方の両面が多分あって、それが一致することも理論的にあり得ると思いますが、そういうものを整合的にやっていくときに、例えばプロダクティビティーの測定で使う資本ストックというものは、今、全く日本にはないのです。

それについて、これはSNAの中では必ずしもとらえる必要がないというか、マクロであるかもしれませんが、産業別のプロダクティビティーとか、アクティビティー別のプロダクティビティーという話は、必ずしもSNAの国連の基準では要求されていない部分だと思いますので、そういう意味で、いろんな形でのストックのとらえ方はあり得ると思います。

そういうことを含めて、どういうふうにストックというものを統計体系として整備すべきか ということについては、やはり基本計画部会なり、全体の委員会でサジェストいただくことが、 やはり専門委員会としては動かしやすいのだろうと思います。

**〇吉川委員長代理** この点について発言するのは、ちょうどこれが1つの具体的なケースであり、今後、類似の問題が幾らでも出てくると思って、やや立ち入ってお話ししているということなのですが、今の黒田所長の御意見の趣旨は、私もよくわかります。

ただ、問題は、この統計委員会というのも時間が限られていることです。委員会そのものは、 せいぜい2時間という感じの会議です。

ですから、すべての統計について、ここで具体的な論点を議論して、我々統計委員会あるいは基本計画部会として注文することは、時間的に不可能だと思います。

すべての統計に共通することだと思いますが、当然作成部局も、それから関係機関がさまざ まな問題を、ある意味では一番よく認識されていると思います。

その意味で、統計委員会担当室、それは統計委員長が勿論基になるわけですが、担当室を経由して、各部会あるいは専門委員会に、個別具体の問題点について、適宜伝達していただいて、それを専門委員会の方ではしかるべく検討していただいて、もうこれで決まりですという少し前に、一応簡単に報告していただいて、1回ぐらいフィードバックをする。大きな問題があれば、統計委員会あるいは基本計画部会の委員の方々から指摘していただいて検討するという形かと思います。初めから統計委員会から注文という形だと、少し時間的にフィージブルではなくなるんではないかと思います。御趣旨は全く変わらないわけです。

○竹内委員長 吉川さんの御意見、勿論、全部細かく注文する暇がないのは確かですが、私はその出発点においては、当然委員の皆さんがそれぞれどういう統計が重要であるかということについて御意見というか、感触は伺っておく必要があると思います。事務局の方でこれが重要と決めてしまったというわけにもいきませんので、皆さんに伺っているわけです。

そういうわけで、一方で急ぎながら、一方でいろんな広いことを伺って申し訳ないのですが、 そうさせていただきたいと思います。

**○内閣府統計委員会担当室長** 今日の会議の趣旨は、ワーキンググループ、基本計画部会の下につくるワーキンググループ、それを1月に順次立ち上げていかなければいけないという場合、時間的な要請がありまして、それで、委員の先生方の御意見をなるべくそこへ反映させていくためのものです。

特に、今日の議論は、資料の6のとおり、各省庁が、現在直面している問題、障害について、いろいろ御意見を書いてくださっているので、それについての御意見なりコメントなり、あるいはワーキンググループを設置するということを踏まえた上での建設的な御意見を是非いただきたいと思っておりますので、その辺をよろしくお願いします。

我々もスケジュールのことをいろいろと考えておりまして、ワーキンググループが立ち上がっていったら、そこで速やかに具体的な問題を含めて議論していかなければならないので、そのために、次回、来週も委員の先生のプレゼンを企画しておりますので、今日は、特に各府省から出された障害についての意見、これについていろいろと御意見を詰めていただきたいと思います。

- **〇吉川委員長代理** 今、室長からの説明で、ワーキンググループということですが、それは、 基本計画部会の下のもので、1つをイメージされているということでよろしいのですか。
- **〇内閣府統計委員会担当室長** いえ、ワーキンググループは複数つくることになっています。
- **〇吉川委員長代理** つまり幾つかということですね。
- 〇内閣府統計委員会担当室長 はい、幾つかつくるということを考えています。
- **〇吉川委員長代理** そうすると、それではむしろどんなようなことを考えられているのかという腹案を言っていただきたい。
- **〇竹内委員長** これは後日御報告を予定しており、実はワーキンググループをどうつくろうかなということについて、皆さんの御意見を伺っているわけですから、複数といっても、別にまだ何と何と決まっているわけではありません。
- **〇吉川委員長代理** それで言えば、1つだけ、これもまた個別具体であえて言えば、ストック統計について言えば、ストック統計の整備というのはもちろん大切なのですが、この部会の下にもう一つワーキンググループをつくるというのは、少し重複感を否めないのではないでしょうか。国民経済計算部会にわざわざそれの専門委員会というものがあって、先ほど舟岡委員が発言されたことに全く同意見なのですが、少し重複感があるということです。

各部会もありますし、その下に専門委員会もあると思いますので、そこら辺の交通整理をお 願いしたいと思います。

**〇竹内委員長** それは、もちろんそのとおりですが、場合によってはもう既にできている専門 委員会に、こういうこともお願いしたいということを付け加えて、ワーキンググループを別に はつくらないということもあるということです。

ほかに御意見がなければ、次に行きたいと思います。

次に、その他たくさんの統計がここに並んでいますが、これを全部どうというわけではなくて、特にこの中で、今、現状においては少々手薄ではないかと思われるものがあるわけで、そういうことに関して、御意見がございましたら、お願いしたいと思います。 どうぞ。

○廣松委員 資料5にこだわって恐縮ですが、4ページの一番下、雇用統計のところでは雇用される側及び雇用する側の議論がなされているのですが、もう一つ、非雇用者というか、雇用者ではない人達の統計というのが、今、一番手薄というか、現状がわからない状況ではないかと思います。少し具体的に言いますと、御存じのとおり、福田総理が国民の安全・安心という立場から、国民の視点に立って、いろいろな経済活動・生活行動の見直しをすべきであるとおっしゃっているのですが、その中で働くというキーワードがあります。働く場合には、必ずしも雇用された形での「働く」ではなくて、最近、ある意味で先端的なというか、新しい働き方ということを実践している方もいらっしゃるし、逆に、ニートだとか、フリーターと呼ばれる形で、マイナスの意味で雇用されない形での働き方というのも現実にある。

それは、単に労働の問題だけではなくて、社会全体の問題としても大変重要な点ではないか と思います。

その意味で、雇用統計という言葉の中に入れるのが適当かどうかはわかりませんけれども、 働き方に関する統計というものも今後必要ではないかと思います。

- ○大守部会長代理 細かい点で恐縮ですが、資料5の5ページをながめていますと、いろいろ統計が書いてあるわけですが、物価統計というものが、やはり大きな分野として1つあって良いのではないかと思います。資料の4ページのSNA等の中に紛れ込んでいるのですが、やはりマーケットが、一番注目している分野の1つでもありますし、金融政策との関係もございますし、様々な論点もあると思います。その点、他の分野と並んで物価というものも重要ではないかと思います。
- **〇竹内委員長** 物価統計につきましては、消費者物価統計は、総務省でつくられている加工統計なのですが、いわゆる昔の卸売物価統計、今の企業物価統計というものは、日本銀行の管轄です。これは公的統計なのでしょうけれども、政府統計ではないという立場なので、そこら辺をどう考えたらいいか、よくわからないところにあり、多分ここに入れていなかったのは、そのためだと思うんです。

SNAで、デフレーターをつくられていれば、当然両方関係するわけです。

- **○内閣府経済社会総合研究所** そこは、やはり物価統計全体を考えたときには、企業物価に係る統計も国の統計として将来的には格づけるべきだろう、そこに何か障害があるとすれば、どういうところなのかよく知らないのですけれども、そういう体系をつくっておくべきだろうと思っています。
- **〇竹内委員長** つまり、仮に物価統計を基幹統計にする場合、企業物価統計調査も、基幹統計 調査にできるのかどうか、そういうふうに法的にできるのかどうか、あるいは実際問題として、 そうなると日本銀行で非常にお困りになるのかどうかという問題もあるような気がします。

○門間委員 一番最後の日本銀行として困るかどうかということは、日本銀行の問題なので、 そこはそこで日本銀行が考えれば良いと思いますが、要するに、基本計画部会ないし統計委員 会として、もし物価統計全般について、ある種政府の統計と同様に、基幹統計とすることが適 当であるということであるならば、それはそういう方向で基本計画に盛り込むという選択肢も あり得ると思います。

ただし、その場合には、既に決まっている現行の統計法の改正が必要になりますので、統計法の改正をせよということも含めて、その理由を明確にしながら、メッセージを発していく、そういうことは選択肢としてはあり得るのかなと思います。ただ、それが現実問題として、その後、日本銀行という、今の非政府機関、それに対する基幹統計という位置づけというものを、どういうふうにもう一回概念を構成し直すのか、いろいろな議論を詰めていく必要があると思います。

○阿藤委員 各府省の意見ということで、直面している障害というところで、例えば国際移動統計という欄があるのですが、これは法務省から見れば、特段の障害がないと言い切っているわけですが、例えば利用する側からすれば、在留外国人統計なども、もう少しきめの細かい集計表、例えば性、年齢別とか、そういう集計表があれば、いろいろ具体的な分析ができるのではないかという人口学者の意見があります。また、業務の側からいっても、障害がないといわれてしまうと、いささか統計委員会の側からお願いするのか、要望するのかということにならざるを得ないと思いますが、そういうものは、結構業務統計から見れば随分あるのかなと思います。

例えば、次の人口移動統計についても、かねがね言われているように、性、年齢別の集計表があれば、これは非常に具体的な移動の実態がつかめるのですが、なかなかそれが出てこない。 そういうこともあります。

引き続きまして、家族関連統計で、人口動態統計は、非常に歴史がある指定統計ということで、しかも基は、いわゆる結婚届、出生届等の行政記録からきているものですから、なかなか集計表なりも動かしにくいところがあります。しかし、特に最近、婚姻や離婚の問題は、非常に大きな問題になってきており、これらに関する集計の仕方というものを、元に戻って考え直す必要がある。そういうことで、一見、十分足りているように見える統計でも、そういう観点から見れば、統計委員会として議論して、もう少しきめの細かい集計をつくっていくことを考えていただきたいと思っています。

○竹内委員長 何か御意見はございますか。実は、今、阿藤さんが出されたことは、次の行政 記録の活用ということとも絡むと思いますので、そちらに移らせていただいても良いのですが、もし、この統計について言いたいという御意見があれば、おっしゃってくださって結構です。 ○内閣府経済社会総合研究所 1つは、環境統計というブロックがあるのですが、環境統計を 考えるときに、エネルギー統計と非常に密接につながっていまして、既に経済産業省では、か なり膨大なエネルギー統計を、今、整備されていると思いますが、特に、民生用のエネルギーについては、余り調査がないと思います。そういうものと結び付けないと、環境統計というも

のは、実際につくられてもなかなか使いものにならないということがあると思います。

もう一点は、地域統計なのですが、これはSNAで我々も問題を知っているわけですけれども、県民所得統計の公表が大体2年遅れぐらいになっておりまして、非常に遅いという批判を浴びるのですが、これは中央官庁と地方自治体とのIT環境をもう少し整備するとか、統計にそれを入れるということと密接不可分で、そういう体系を、多分ITか何かの委員会がつくられるのでしょうから、また御議論をいただきたいと思います。

**〇竹内委員長** 環境統計のことを私がここに持ち出したので、一言申し上げたいのですが、今、例えばエネルギー循環に関しては、経済産業省の非常に詳しいデータが用意されています。調査もいろいろされているわけです。

それと、今、環境省でつくられている、環境統計というか、環境データが、統計のシステムの中に入っていない。いろいろデータは利用されているのですが、立体的に、有機的に結び付いていないので、これは環境統計というものも統計体系の中に入れるべきということが、私の基本的な発想なので、そういう意味で、書いているものと御理解いただきたいと思います。

○舟岡委員 黒田所長のおっしゃったことに関係して、地域統計で、地域別に詳細に表章するためには、標本数が少ないとか、いろいろな問題がある。例えば工業統計調査の0、3、5、8以外の年の裾きり年の問題などです。こうしたことのため、10件程度で従業者3人以下の事業所に上乗せ調査を実施している。また、法人企業統計においても、富山県だったと思いますが、独自に標本を追加して、県の表章が可能なように、調査を実施している。

国が行う調査に、地方がそれぞれ必要に応じて上乗せして調査が円滑にできるような仕組みを、少し考えられないか。

そのことによって、地方のニーズに応えられるような統計体系というものができるのではないかと思います。

- **〇竹内委員長** 工業統計について、何か御意見はございますか。
- ○美添委員 資料6の障害で、各統計のところですが、経済センサスで、どのような調査項目が取れるか。今後予定される各調査、工業統計は例に上がっていますけれども、サービス統計を充実すべきだという指摘があり、特に経済産業省と総務省では、サービス統計に大勢の人が従事することになる。その人材の資源配分という問題もありますので、それぞれの調査で対象となる事業所数を早い時点で見当をつけながら計画を立てる必要があると思います。

具体的に工業統計の問題が指摘されていますけれども、工業だけではなくて、サービス業の問題もあります。従来、経済産業省は全数調査、裾きりを考えていましたが、今後は、標本調査に依存する部分が増えてくると思います。

そのための技術的な知識、経験、これは各省の今までのノウハウを集めて、統一的な知識集団のようなものをつくる。今、縮小している各調査の実施者で、専門家を常に抱えておくのは難しそうですので、基本計画部会、委員会として、人材の確保と適切な配分、更に標本調査の実施可能性まで含めて、SNAの推計にも関わると思いますが、検討すべきではないかと思います。

○竹内委員長 何か御意見はございますか。次へ行きたいのですが、行政記録の活用の話ですけれども、多分、出入国統計について、阿藤さんがさっきおっしゃったことが、1つの典型的な例だと思います。1つの問題は、行政記録の中に統計情報がたくさんあっても、所管の行政官庁では、そういう統計表を必要としないという理由によって、統計化されないということがたくさんあると思います。

その場合に、それは統計として必要なのだから、統計をつくってくださいというように言いたいわけですけれども、一体それはだれがどういう手続でどういうふうに申し入れるのかというルールがどうもはっきりしない。仮に申し入れても、それは自分のところでは必要ないし、そんなことをやる手間がありませんと言われてしまうと、それでおしまいになってしまうと困る。その点については、むしろ省庁の方から御感触を伺った方が良いのかもしれないのですが、どうでしょうか。経済産業省の各部局はそれぞれにたくさんデータを持っておられると思いますが。

**〇経済産業省調査統計部** むしろ、経済産業省は余り規制がない官庁なのですが、今、おっしゃられたように、行政部局は行政をすることが基本的な目的でありますので、それさえできれば良いわけです。

ただ、国民の目から見ると、そのデータは非常に有益なものが多いということは、一般論として他省庁も含めて多いと思いますが、行政部局は、基本的に行政を行うためだけのリソースしか割当てられておりませんので、統計をつくること自体は、もし、やろうとすると、それ専用のリソースを用意しないといけないというなかなか難しい問題があります。

それと、リソースだけではなく、リソースの中ですけれども、基本的には、やはり統計をつくっておらず、現場には必ずしも統計の専門家がおりませんので、どうやったら統計がつくれるか、届出の内容が本当に統計的に正しいか審査するとか、そういう手続はしていないわけです。法律的に届けなければならないとなれば、届けていればいいわけですけれども、それが本当にリーズナブルかというか、そこの統計的な検証ということはやっていないのですが、逆に言うと、それができる人も、一般論として、行政の現場にいるかという問題があります。

したがって、統計のハンドリングに慣れている、統計の素養のある人間がいる部局が、そういった行政部局に対してサポートするということ、そのノウハウというか、人材的なサポートをするということはあろうかと思います。

竹内委員長がおっしゃられたリソースの話になると、これは非常に微妙な問題がありますので、一概には言えないと思いますが、新しい統計法の精神から申しますと、やはり国民の公共財をいかに充実するかという発想から行きますと、従来の行政部局に対して、統計部局が協力する、サポートすることによって、既にある行政データをよりよい統計として提供できる体制をつくる。こういった精神をうたい、それに対する一般原則のようなものが出せるのであれば、統計委員会として、基本計画に書く価値があるのではないか。これは私見でございますが、そのように思います。

**〇吉川委員長代理** 先ほど委員長がおっしゃったことに関して、私は、今回の新しい統計法の

下で、今、経済産業省からも御発言がありましたけれども、スピリットとして統計というものは、公共財というような情報ということですから、有用な情報である限り、関係部局の業務には必ずしも必須ではないというようなものでも、統計として、あるいは情報としての価値があるものは、それを整備していただく。

ただし、勿論、常識の問題というのはあると思います。それを整備するために、ものすごい膨大なコストが、その関係部局に発生する。あるいは省庁に発生する。しかし、予算的な手当はゼロだというのであれば、それは関係省庁でも当惑するということになる、あるいは不可能だということになるかもしれませんが、そこはある程度常識的な範囲というように考えれば、実感の手間、その他のエクストラコストが発生することは当然そうなるわけでしょうけれども、先ほど阿藤委員が指摘された具体的なケースなど、その個別具体のケースについて、どのぐらいエキストラコストが発生するのか、そこはよくわかりませんが、いずれにしても、できるだけ各省庁に御協力いただいて、情報整備という点から、統計を整備していく。我々統計委員会としては、そのことを基本計画の中に盛り込む。政府全体の中では、事務局として統括官にリーダーシップを発揮していただいて、省庁間のコーディネーションを進めて、計画に盛り込んだことが実現するようにしていただくというようなことなのかなと考えております。

**〇竹内委員長** 申し訳ないですが、私は吉川さんより、もう少し悲観的に考えていまして、実際に、各現場の行政部局が持っておられる行政記録を統計化するためには、やはり相当な手間がかかると思います。

なぜなら、いろんなコンピュータのソフトから何から、やはりいろいろ変えなければならないところがあるし、そのために、いろいろ専門的な知識が必要になったりするので、やはり何らかの形で、外からのサポートがないと、ちょっとできないと言われるのが当然ではないかと思います。

したがって、やはりサポートできるシステムの方を提案できれば良いのではないかと思います。

○大守部会長代理 先月だったと思いますが、内閣府と総務省の共催の統計に関する国際シンポジウムがありました。そのときにアメリカ、イギリスの事例について少し詳しく勉強する機会があったのですが、統計に関する各省庁の連携が重要である、それに加えて統計でない業務データに関しても、より密接な連携が重要であるということです。一般論としてはだれも反対しないと思います。ただ、先日もQEの基礎統計を所管している方とフランクに議論する機会があったのですが、いろいろ言われても、これはQEのためだけに作っているわけではありませんとのことで、向こうも向こうでなかなか事情がある。

確かに、公共財として統計を作っているといっても、その資源配分をつかさどっているのは、 第一義的にそれぞれの省庁であって、そうすると、やはりどうしても自分の役所のために必要 なものを優先して作るということにならざるを得ないようなところがある。そこをどのように 改善していくかということを考えると、将来的には米英の例にあるような何らかの調整の「よ すが」が必要である。具体的には予算の配分とか、あるいは人事とか、そういったものに影響 を及ぼせないと、要請する方は「あれば便利」ということですけれども、要請を受ける方は、 そうはいっても、経常的な業務をやるのに精一杯である、という状況がなかなか改善できない のかなと思います。

ただ、残念なことに、日本の現状はそこまでいっておりませんので、基本計画の中に、そう 直接的には書けないのかもしれませんが、やはり統計委員会としては、何らかの形で、調整の よすがのようなものが必要なのではないかという問題提起はしていくべきではないかと思い ます。

**〇出口委員** 今、システム化の話で、少し情報の話も出てきたのですが、実は、単に情報システムを、アズイズからトゥービーに向けて連結すれば、この問題が解決するという形にはならないと思います。

つまり、ばらばらなリクエストが別々の形に出てきても全く統合が取れません。ただ、例えば、人口社会統計に関してはSNAのような国際的な規範となる体系が未確立というふうな御指摘がありますけれども、必ずしも体系化が十分できないにしても、ある種インテグレートされた加工統計としての体系をどこかに持っていって、そういうものを各省庁から二次的に持っていけるようなアーキテクチャーの形にすることによって、その部分のクロスオーバーを抑えながら、割合合理的な体系がつくれる可能性は十分あると思っております。

その意味では、各省庁独自に、今、統計用のシステム等も導入しているみたいなのですが、 その部分の最適化を検討する中でかなりの議論ができるんではないかというのは、現状で若干 各省庁の統計システムについて、少し勉強させてもらっている中で得ている感触ではあります けれども、この問題については、少し議論を進めることができるのではないかと思います。

これについては、いろいろ異論があると思います。

○廣松委員 私も前回、阿藤先生がおっしゃった国際移動の件に関して、大変危機感を持っています。それとは別に、これは過去の経験からいうと、民営化されると今まで省庁内に内部資料としてあったものが外部化される。典型的には電気通信がそうだったと思いますが、1984年とき民営化されて、それまで旧郵政省は電電公社に関して、それこそ電話一本すれば、すべて必要な情報が集まっていたのが、そうではなくなったものですから、新たに調査を起こざるを得なくなったわけです。多分、私は今度郵政についても似たような状況が起こるように思います。

外的な条件が変わると、国であろうと、地方公共団体であろうと、情報が必要となってくるということです。単に今の現状を前提とした上で、各省庁に、とにかく出せ出せと言っても、制度の面、人員の面、予算の面で大変大きな制約があることは事実だろうと思います。出せるための条件整備ということも必要ではないかと思います。

**〇美添委員** 大守委員、出口委員の指摘されたことは、行政記録の活用ではなく異なる統計間 の調整の話でしたので、話を分けた方がいいと思います。ここのテーマを絞る、行政記録をど う活用するかで、廣松委員の指摘したような事例がある。

アメリカの例を上げれば、アメリカの経済センサスでは、すべての事業所を対象として、約

二千六百万だと思いますが、このうちの二千万程度の小規模事業所については税務情報が使われている。これこそ行政記録であって、統計調査ではない資料を活用することによって、残りの大規模な事業所は、極めて詳細な調査票で調査することが可能となる。これが典型的な行政記録の活用だと思います。

日本れの問題はどこにあるかというと、余り税務の話は言いたくないのですが、1つは税法 上、個別の守秘義務は当然あるわけで、統計に適用することが認められていないということが あります。

もう一つは、企業の統一番号といいますか、アメリカだったらEINという番号で管理されていますが、日本でどこまで管理されているかは、私もよくわかりません。

そういう体系がある程度できている段階であれば、つまりデータが転用可能であるということと、法律的にデータを利用することができる、この2つの条件がなければいけませんが、そうすれば行政記録を利用することによって、大幅に統計の正確性を改善し、費用を削減できる。効率化のために、これほど優れた利用方法はないという事例を具体的に幾つか挙げることができます。そこを目標に、具体例で議論すべきであり、余り抽象的にここで議論をしても、各省が独自で持っている行政記録は、恐らく出てこないと思います。

これは前にも申し上げましたけれども、以前から各省の行政記録で活用できるものはないかということで、各省の統計関係者に何度も問い合わせをしていますが、統計関係者は統計のことはわかっていても、現課の話には必ずしも精通していないわけですから、各省とも使える統計は使っているという回答しか出てこないはずです。従来そうでしたから、今回同じことをやっても、やはり具体的な進展は期待できないのではないか、その点は私も批判的です。

一方で、具体的にどの行政資料が、このような目的で利用可能であるという事例をつくることができますので、その辺に焦点を絞って第一ステップとして検討するということが良いのではないかと思います。

○竹内委員長 行政記録の中で、同じ省庁の中でのやりとりというのは、比較的容易だと思いますが、問題はむしろ別の省庁の持っている行政記録を、こちらの省庁の統計に利用するという話で、本来行政記録を持っている省庁が余り統計に関心のない、例えば法務省のようなところだと、それを統計として利用するのは非常に難しいという問題がある。したがって、その辺についてもう少し制度的にやる必要があるのと同時に、やはり美添さんの言われるように、この行政記録が本当に必要なのだということを名前を挙げて出す必要があるかもしれないという気がします。

〇出口委員 今の美添先生の話で、具体的なところから突破口を開くということは全く賛成なのですが、それと全く別の視点から、やはり省庁間の電子政府の中で、相互に使える情報を利用するということを進めざるを得ないので、それに関するシステムの検討は進めていきたい。両側から進めることで、その辺、非常に見栄えが良くなっていく部分はあると思うので、これは補完的なアプローチとして、是非反対側に関しても進められるものに関しては進めていただきたいと思います。

**〇竹内委員長** まだ問題が幾つか残っていますので、ITの活用ということについては、むしろ何が障害なのかということもありますが、出口さん、それについて特に統計委員会として議論すべきことはございますか。

○出口委員 これは、農水省のシステムについて解説を受けまして、いろいろわかったことがありまして、逆に言えば各省庁の実際の業務統計システムがどうなっているかを一通り伺えれば、かなりはっきりした見通しが出ると思います。したがって、これは是非ワーキンググループなりの中で検討を進めていって、その報告をここに上げることで、非常に明確なビジョンが描けると思います。これは具体的にシステムを見るということです。

その中で、決して無理難題ではなくて、アズイズから行くべきものに向かっての経路もそれなりに取れると思います。是非ヒアリングをお願いします。

○竹内委員長 IT関係についてはワーキングをつくってお願いした方が良いと思っておりますので、そうしたいと思います。

それから、人事の関係は別にしたいと思うので、むしろ民間開放に関連して、先ほどもそれ ぞれの部会でも御議論があったのですが、この問題について何かまとまった御意見はないでし ょうか。私としては、とにかく統計委員会として、基本的なガイドラインを出すべきだと思っ ております。

○廣松委員 現在そちらの方にも関係しているので、その経験も踏まえて少し申し上げたいのですが、官民競争入札等監理委員会、これは規制改革会議の下にできたもので、その中に統計調査分科会というものが設けられておりまして、そこで各府省庁個別にどういう統計調査が民間開放できるかという形で今まで進んできています。私は統計委員会として、民間開放に関する基本方針というか、先ほどの委員長の言葉で言えばガイドラインというものを早急に決めないと、個別対応ではなかなか難しいように思います。

これは、基本計画を作ってから対応するということではなくて、もう具体的に動いているわけですから、どうするかということについて、やはり早急に対応を考えるべきだろうと思います。

それに関して、私は2点具体的に問題点があると思います。1つは公共サービス改革法に基づき民間開放する場合は一般競争入札による総合評価方式をとることとされ、随意契約は原則として認められません。ところが、現状はそれが結局具体的な調査の話になったときに、当然統計調査としての特質から、秘密の保護等、大変厳しい制約がありますので、開放できる業務は限られた部分にしかなりません。そうすると、その委託費は微々たるものです。にもかかわらず総合評価方式という大変厳しい条件の下で入札を行うので、本来民間開放をするときの趣旨であった効率化に関して、決して効率化にならずに、どんどん負担が増えるばかりという形の大変矛盾した状況が現在生じていると思います。

そういう状況を統計全体としてどうするべきかということを考える必要があると思います。 もう一点、少なくとも今の民間開放というのは、大きな意味でいうと政府調達の一環です。 そうすると、WTOの取り決めによって、モノであろうと、サービスであろうと、受託業者が 外国資本だからということで排除できません。

ということは、可能性としては、外資系の企業が統計調査を落札する可能性があるということです。そうすると、ある意味で国の最も基本的な重要な情報が外資系企業の手に渡ることになります。その点は、統計に関わっている者の立場として大変疑問に思います。

政府調達に関して、外資系であろうと一切区別はしないという原則に基づけばそうなのかも しれませんが、統計というものはまさに国の行政の基礎資料ですから、それを外資系に任せて 良いのかということは、単に技術論だけではなくて、国の情報管理に関わる根本的な問題では ないかと思います。以上2点、特に民間開放に関して議論すべき論点として、私個人が考えて いる点です。

**〇吉川委員長代理** 私も、統計に関して、民間開放をどんどん進めたらいいという立場では必ずしもなくて、数年前に規制改革推進会議の方々とそれに関係された推進室というお役人の方々とも、随分この点でやりあった記憶もあります。

ただ、今、廣松委員が最後に言われた点に関しては、どうなのでしょうか。日本の郵便切手でも既にフランスで印刷されたものが何種類かあります。ですから、その根幹に関わるような統計まで外資系ではさびしいということはあっても、それを根拠にするのは今の時代少し弱いかと思います。

この点については、私の理解が少しさび付いているのかもしれませんが、幾つかの統計に関して、比較的規模も小さいし、はっきり言いまして重要性も少し落ちるような統計に関して、エクスペリメンタルに開放して、そのパフォーマンスを見てみようというのが、数年前の状況だったのではないかと理解しています。

それがもし正しければ、今おっしゃっているようなことを、まさに実験的に幾つかやったものがあると思いますが、それで具体的に問題点をきちんと整理して、世の中に示していく。国として方針どおり幾つかやってみた、やってみたけれどもここにこういう問題があるじゃないですかということを示すことが必要だと思います。

- ○竹内委員長 今、吉川さんがおっしゃっているように、まさに総務省と経済産業省で既にある程度やられたことがあり、その中で、総務省ではそれぞれその問題に関する検討の委員会あるいは懇談会等があって、いろいろ検討されています。総務省の懇談会には私も絡んだのですけれども、総務省と経済産業省の方から、それについて御報告いただけますか。
- ○廣松委員 私が申し上げたかったのは、外資系企業が入るから民間開放を慎重にやるべきだということではなくて、最後の方におっしゃったように、出すべきでないものはやはり出すべきではないと決めるべきだということです。例えば国勢調査に関して、それを完全な入札制度にしてやるべきではないと私個人は思います。

ただし、国勢調査の一部の業務というか、一部の作業、例えば印刷とか、封入とか、これは 先ほど申し上げましたとおり、政策統括官室の方で使っている言葉で言えば民間委託なのです が、それを民間に出すことは可能ですし、実際にやっています。

〇吉川委員長代理 ですから、そこは抽象論ではなくて、大きな流れとして、統計をつくる上

での民間開放というのが動き始めたわけです。繰り返しになりますが、実験的に少しやってみましょうということだったわけです。自然な流れとしては、当然実験をやってみたと、やってみて問題山積であれば、これはだめだということになりますね。

- **〇竹内委員長** その実験がもう既に一部あるので、御報告いただきたいと思います。
- **〇吉川委員長代理** 実験でやってみて、そこそこいけるではないかといえば、それは広がる方向だというのが自然ですね。もう少しやってみようと。そこが分かれ道ということではないですか。やはりこの手順にのっとってやっていくことが、世の中の理解につながるものと考えます。
- 〇竹内委員長 実験ではないけれども、今のことを総務省統計局からも御報告ください。
- ○総務省統計局 なかなか手短に申し上げるのは、非常に難しい問題ですが、まず事実だけ申 し上げますと、1つは科学技術研究調査、もう一つは、これはいわゆる民間開放ではなく以前 からやっておりました民間委託で家計消費状況調査という2つの調査を民間に委託している という事例がございます。

これはなかなか評価の分かれるところですが、率直に言いまして、かなり事務負担が大きいことは事実です。それをどこまで問題であると評価するかということが、民間開放を更に推進したいという立場からの解釈の仕方と、それからもう少しリーズナブルにといいますか、実を見て判断しようということと、そこら辺の解釈の違いも現実には起こっていると思います。そういう意味ではこういった事実をいろんな方面にご覧いただくようにするということは、それはそれで良いことだと思いますし、またそういうことも視野に入れて、これまでの研究会の報告をつくっておりますので、もしそれについてもう少し御説明が必要であれば、対応が可能ではないかと思います。

もう一つ、先ほどの外国籍の企業の問題ですが、これは私どもも大変懸念を持っております。 懸念を持っているというのは、情報の海外流出が一番おそろしいことだと思います。別に調査 をやること自体が、外国籍であったら悪くて、日本国籍だったら良いとか、そういう単純なも のではない。まさに廣松先生もそうお考えだと思いますが、やはり情報が流出しますと、日本 の法律だけで済まなくなる問題もありますので、そういうことのないように、根本的に重大な 調査については特に守る必要がある。また、軽い調査であったとしても、やはり回答者が不安 感を感じるようなことは絶対ないようにしないと、統計全体への協力を低下させますので、そ こを慎重に考えていただく必要があると思います。

もう一点、補足的に申し上げますと、今回の民間開放の議論は、実は「市場化テスト」という概念もありますけれども、実は統計調査部分だけに限らず、いろいろなプロセスの中で民間開放というものもございます。したがって、個人の秘密に触れない部分で民間開放できることもあるのではないかと思いますので、そういったものを含めて効率化のために出しているということが考えられると思います。

したがいまして、これをやるからすべて統計調査は出すのだとか、そういう単純な議論にしていただかないで、やはり是々非々の、どことどこをどういう基準で出していくかというもの

をつくっていただくというのは、かなり大事なことだと思います。そのための事実関係のデータは、できるだけ提供させていただきたいと思います。

○経済産業省調査統計部 経済産業省は、昨年、海外事業に関する小さい調査で民間開放を初めてやりまして、今まさに企業活動基本調査について、プロセスを踏んでおります。やはり最初ということもあって、複数年契約ではなくて単年度契約ってやってみるということでやっております。昨年のものは、一応無事に終わったのですが、やはり先ほど廣松委員から御説明がありましたように、一般競争入札になりますと、統計調査の場合に、担当者は非常に胃が痛くなる、というのは不落になるリスクがあるわけです。他の調達であれば再入札をかかければよろしいのですが、統計調査の場合はもう期日が決まっておりますので、不落になったらどうなるのかよくわからないわけです。それでは、最後に国でやれといっても、もう人とかを割り当てて、その前提になっていますからできないので、これは順調に行くように我々も願っておりますけれども、統計調査の場合に御承知いただきたいのは、万が一不落になったときに、統計が出なくなるとか、遅れてしまうとか、そういうリスクがあって、他のビルを建てるとか橋をつくるものとは性格が違うんではないかと思います。要するに、政府調達として一緒になっていますけれども、統計というものは国の根幹に関わるところですし、十分慎重に考えなければいけない部分があるのではないかというのが印象でございます。

○舟岡委員 議論するときに用語の統一をしておいた方が良いと思うのですが、民間委託という場合に、これまでどの調査でも部分的に一部の業務を民間に委託して効率化を図ることが行われています。私も民間開放と民間委託は同じかと思っていたのですが、民間開放の含意するところは、包括的に民間委託する。すなわち統計調査の一連の流れを一括して委託することを民間開放と呼ぶようです。そこについては共通の理解をしておかないと、意見がかみ合わないだろうと思います。

民間開放について、吉川委員長代理、廣松委員がおっしゃいましたように、もう既に結果が出ているものもあります。効率化・費用軽減の観点から言えば、短期的にその効果を評価すると、明らかにコストが従来の官によるものよりもより多くかかっている結果となっている。長期的に見たとき、民間の事業者が育つとか、統計調査のマーケットが拡大することによって、コストが低減するのかどうかをさらに検討する必要があるかと思いますが、他方、経済産業省から話がありましたように、民間開放することによって統計作成が維持できるのかどうか懸念される。美添委員がおっしゃいましたように、知識の継承を通して統計の改善が図られるべきという観点からどうなのかも考えるべきですし、何よりも、民間に開放して、十分な統計精度が保てるかどうかが重要で、これについては、多少幾つか証拠も出ています。例えば企業に関係した統計調査では、機密的な情報が民間業者を通してライバル他社に流れるかもしれないと危惧されるような調査事項について、正確に記入するかどうか。調査に協力するかどうかが疑わしい結果が出てきています。そこについては、広範囲に民間開放している統計調査と、そうではない調査を比較秤量しながら評価したら良いのではないか。

もうここらで、統計調査に関して民間開放の課題をどう考えるかについて、統計委員会で何

らかの結論を下すべきではないか。そうしませんと、実施者では、ただでさえ人手が少なくて、 費用が減らされるなかで、余分な追加的な人手と費用をかけているのが実情であって、これを ずっと続けたら、よりよい統計を作成することに逆行することになると思います。何らかの結 論が必要だと思います。

○竹内委員長 少し舟岡さんに伺いたいのですが、民間開放と業務委託とは区別した方が良いということは、私もそう思いますが、そうした場合に本来の民間開放というものについて今まで例がありますか。ある種のものはあると思うのですけれども、例えば指定統計調査のレベルでは無いと思います。

○舟岡委員 指定統計調査では、現在 科学技術研究調査で実施していて、一部の対象について就業構造基本調査、個人企業経済調査で実施しています。

**〇竹内委員長** それは、本来の広い包括的な意味の民間開放ではないと思います。あれはあくまで調査の実務、調査票の配付・回収という業務を委託しているわけで、調査計画の策定から情報管理まで全部役所でやっているわけですから、包括的な開放ということであれば、つまり丸投げして産物としての情報だけを国が買うという形になると思います。

私はそれは非常に良くないと基本的に思っているわけです。特にそれを外国企業も含めてやるということは、今、防衛省のことがいろいろ問題になっていますけれども、あれを完全に民間開放して一般競争入札にして、外国企業も含めて、装備の設計から何から全部任せて、ものだけ買うということはあり得ないのと同じで、統計についてもそれはあり得ないと思っています。

ですから、包括的な開放はまだ経験がないと思っています。

○舟岡委員 包括的な委託というのが、頭としっぽの部分のどこまで含めるのか、含めないのか、その線引き如何だと思います。そこについては竹内先生ともよく議論したところですが、企画・設計は入れなくて、エディティングのどこまで入れるかに関わってくると思いますが、そこの一連の流れについて評価することが必要です。承認統計調査ではエディティングまで含めて、すべて包括的に委託しているケースがかなりありますので、指定統計と承認統計の違いはあるかもしれませんが、両者を比較することは可能だろうと思っています。

○竹内委員長 その点では、実は指定統計と承認統計の区別はかなり本質的で、つまりある種の情報は、役所ではそれこそ純粋に民間から買っても良いと思います。ただ、基幹統計というものは、国が一般国民に対する情報サービスとして提供し、そのために国民はまた協力義務があるわけですから、そういうものと、必要な情報を買うということは区別するべきだと思っています。

**〇佐々木委員** 委員長から、今のようなお話を聞きましたけれども、私は統計審議会の時代から、いつもこの件になると思うのですが、こういうメンバーで話をすると、どうしても統計が大事だと、質は絶対落としたくない、したがって、民間に開放するといろんな問題が起こるという話が非常に多い。そういうところもあるかもしれません。

しかし、私は統計のことは詳しくないのですが、本当にそうかなという感じがありまして、

もちろん是々非々でやるとおっしゃっていますが、どちらかというと腰が引けたような感じで、 それ行け、やれ行けという感じではない。

吉川委員も、先ほど何でもかんでも民間開放すれば良いという意見ではないとおっしゃって いましたけれども、私から言わせると、何でもかんでも民営化した方が良いのではないかと思 います。本当にそれで何か問題があるのか。コストについても、それは移行時点ではコストが かかりますけれども、本当に長い目で見て、それが得かどうかというのは冷静に判断した方が 良いのではないかという気がします。少しぐらい失敗したって、また元へ戻すのはできますよ。 ○廣松委員 実験ではなくて実際に民間開放したケースに関して、もう一つ大きな問題は、特 に指定統計の場合の法定受託事務になっている部分です。これは国では決定できない。県ある いは市町村が具体的に入札をするかしないかを決めることになっています。その上、近々、就 業構造基本調査の結果報告がまとまると思いますが、その中間報告を聞いた限りでは、会計法 上の問題もあります。委託に当たっては、まず委託費というものを決めますが、入札額が委託 費を超える場合には、落札はありません。それは、価格が高過ぎるからです。それで当然委託 費よりも低い額で民間業者は受けます。ところが、その差額は国庫に戻さなければいけない。 ということは、市町村は一生懸命入札のための総合評価をやって、大変な努力をしても、その 差額分は国に行くだけで、自分たちが苦労した分、あるいは創意工夫してやった分は、自分の ところには何も残らないシステムになっています。ですから、その意味で民間開放を考える場 合には、今の会計法上の問題も含めて、もう少し環境を整えてから具体的に議論しないと、今 のままの状況では大変難しい。佐々木委員がおっしゃいましたけれども、多分民間企業にとっ て入ってくる魅力がない状況にあるのではないかと思います。それらの点に関しては、先ほど も申しましたけれども、内閣府の統計調査分科会からのヒアリングをするというか、あるいは 意見交換をするというか、そういう場を設ける必要があるのではないかと思います。

○竹内委員長 この問題も大分時間を取りましたけれども、私も佐々木委員がおっしゃるほど 気軽にやってみて失敗したからもう一遍やり直しというわけにはいかないと思うのが 1 つと、今の状況の予算枠の中で民間にとって大変利益があって有望な業界だとは到底思われないだ ろうということが一つあります。そういう状況の下で、無理に一般入札を行い、きちんと統計 作成ができるのかということが私の一つの危惧の基なので、この問題はもう少し後で議論する 必要があるかと思います。

**○厚生労働省統計情報部** 今の包括的な民間委託の話なのですが、私のところもそういうことをやることになっておりまして、今、検討していますが、2つ、非常に大きな課題があると思っております。

1つは、これは統計調査の本質なのですが、出てきた結果が正しかったか正しくなかったかということは、本質的に分からない。例えばビルを作るような場合であれば、完工検査をして、きちんと設計図どおりのビルが作ってあればそれでいいわけですが、統計調査はもともと数字が分からないから調べている訳で、出てきた数字が正しいかどうかということは、実は分からない訳です。

そうしますと、一番恐しいことは事業者自身か、あるいは事業者が雇っている調査員がメーキングをやってしまわないかどうかということでありまして、これについてどういう形での委託やどんな規制を掛るとうまくいくのか、どういう形の契約を結めば良いのかが、どうも完璧には分からないということであります。

もう一つは、守秘義務の話でありまして、契約上の守秘義務ということはある訳ですが、最終的にこの法律で担保されているということになりますと、刑事罰を科せという御意見も先ほど出ていたと思いますが、だれが、いつ、どこで、何をしたかということを、非常に明確に示す必要がある訳であります。

それをやろうと思うと、1つの情報に接した人間を、どこかで特定しておかねばいけない訳です。100人も情報にタッチした人間がいたとしたら、その中の誰がやったかということを証明することは非常に難しいだろうと思います。

そういった意味で、仕事のやり方にもっときつい規制をかけると、今度はコストが高くなって不落の問題が起こってしまう。この辺りは、統計というものの性格から見て、いろいろな検討をしていかないと、とんでもないことになるのではないかと思います。特にメーキング、あるいは守秘義務の問題というものは、その場で判明するものではなくて、何年も経ってから判明して、実はあの調査の数字は間違っていたということになった場合、もう一回調査するということは全く不可能でありまして、そこらは非常に大変だろうと思っております。

- ○佐々木委員 今の御説明は、要するに、民間開放はやれないということでしょう。
- ○竹内委員長 つまりやるというのは何を意味するかということでして、極端なことを言えば、 総務省統計局を民営化して、普通の調査会社と同じにして、それを全部入札で国勢調査でも何 でもやるという形の方へ持って行けるかというと、私はそれはやれないと思います。ただ、い ろいろな部門を民間委託する、民間開放することは可能だと思いますので、その辺の線引きを することが必要だと思っているのですが、佐々木さんは全部を民間開放の方向へ持っていくこ とは可能である、やるべきだということですか。
- ○佐々木委員 いや、私はスタンスの問題を言っているのです。こういうことを議論すると、必ず統計に携わっている人は大体がそういう意見です。慎重です。ですけれども、事はそれほど大きなことではないと思っています。大きなことではないというか、修復ができる問題だと思っているし、民間の知恵というか、今の統計の業務をそのまま移管すれば、それはコストが高くなります。知恵が入ってないわけですから。しかし、これは繰り返し繰り返しやれば、必ず知恵が出てきます。だから、工夫をしてコストを下げるやり方が、多分そこに生ずるだろうと思っています。これは全然根拠が無いので、説得力はありませんが。
- **〇竹内委員長** そろそろ時間が来て、その問題も切り上げる必要があるのですが、御発言のなかった方で、今の点について何か御意見ございませんか。
- ○大守部会長代理 少し大げさな表現になりますが、産業組織論的な発想も重要だと思います。 少しずつやっていくということよりは、クリティカルマスがあって、信用のある会社が数社競 争できるような状況が安定的に見込めるかどうかということも大事ではないかと思います。

○門間委員 先ほどから佐々木さんがおっしゃっていることで、完全にやり直せば良いではないかというところまでいかなくても、一定のリスクを覚悟で民間にやらせてみるという線引きをするのか、100%全く間違いがないようにするのかというところで線を引くかどうかによって、全然パースペクティブが違うと思います。これまでも、実験というか実際に民間委託ないしそれに準ずることをやってみて、結果的に失敗だったという例がたくさんあると思いますが、それが一定の確率で起こってもしようがないと考えるかどうかというところは、考え方を明確にすべきではないかという感じがします。

○竹内委員長 私も絶対にやらないというスタンスでいくべきだとは決して思ってなく、やは り進めるところは進めても良いと思います。ただ、国のやることなら 100%あるいは 100.0% 大丈夫かと言われたら、そういうものでもないと思っており、スタンスとして一気にやるとい うことについては、私個人としては賛成でないということを申し上げたいわけです。

**〇出口委員** 先ほど、だれが、どこで、どういう調査をやったかというトレーサビリティーの話が出たんですけれども、それに関してだけ言えば、今、民間の方がその手の調査技術は良く、調査のターミナルの工夫でトレーサビリティーを工夫することはできると思います。最近、ヤマト運輸さんとかが調査に参入といううわさも流れていますが、個別の企業によって、包括ではないにせよ、システム化という意味では、優れた知恵が出てくる可能性は十分あるとは思うということを、一応補完的なコメントとしておきます。

**〇井伊委員** 今の統計行政の問題というのは、各省庁が縦割りになっていることだと思いますので、民間委託云々という前に、各省庁を超えて横断的な組織をつくるとか、各省庁に共通な視点をつくるといった話の方が先ではないかと思っています。

その中で、民間委託できるものということが議論できるわけであって、少し話の順番違うのではないか。民間委託の善悪というよりは、もっと統計行政の在り方自体を議論した方が建設的ではないかという印象を持ちました。

○阿藤委員 民間に任せて、だめだったらまたやり直せば良いのではないかということは、少し極論にすぎると思います。もう既に国の、これは指定統計ではございませんけれども、民間委託したときに、大きな業者においてメーキングがあったという事件も起きていたりしています。全国をまたにかけてできるような業者は非常に限られていて、その中の一つがまたそういうことをしてしまったという実績があるわけで、そういう点では非常に不安に思うのは当然ではないかと思います。

私はもともと統計に携わっているものですから、先ほどの御意見で言えば、どうしてもコンサーバティブにならざるを得ないということで、余り発言は控えていたのですが、例えば国勢調査の一部についてでも、5年に一回やって、どの部分が失敗して、そして2年後に気が付いてやり直すといっても、なかなかそれを補完するのは難しい話ではないかと思います。

**○美添委員** もう既に発言していますけれども、佐々木委員の指摘が、全面的におかしいとは 思わないのですが、ただ、開放できない統計というものはあって、開放すべきでないというこ とは、費用の面から考えても、実施可能性から考えても、始めから結論が出そうです。統計に 関わった人たちの実際の話を知っていれば、これとこれは民間開放したら費用がかかるばかり であって、不適切だというのは幾つかあると思います。

ただ、そうではなくて、比較的小さい調査で、それこそ失敗したらやり直せばよいというものがないかというと、そうでもないわけで、アドホックなものであって、調査時点が 1 か月、2 か月ずれても、それほど大勢に影響がないというものがないわけではありませんから、そういうもので民間を使う可能性は十分あると思います。ただ、この線引きは重要で、国勢調査に関しては、こういうことはないというのが調査の実査面から見れば自然に出てくる結論で、少なくとも包括的な委託はないでしょう。ただ、メーキング云々に関しては国勢調査ではないのかといったら、その可能性だって否定はできない。部分的には、民間調査員を活用して、都道府県で優秀な調査員が少ないなどといっているわけですから、だったら登録調査員の代わりに、民間の登録調査員で優秀な人を利用するということは、積極的に考えるべきだと思います。

ただし、包括的という言葉の定義次第で、その企画・設計とか、そのための評価をする人材が国にいないと、何をやっているのかわからない。だから、それを残すための人材の確保が大前提で、部分的に民間開放が可能なのだろうと思います。

○竹内委員長 美添さんの話の中で、統計調査の中でそう重要でない調査はとおっしゃいましたけれども、私はここで今、民間開放についての基準を決めようというときには、基本的に基幹統計調査に関してということにしたいと思います。というのは、むしろそれに限った方が良く、それ以外の調査は、完全自由にと言ってはいけないけれども、統計委員会として基準を決める必要はないと思います。むしろ場合によったら、それこそ丸投げで、調査の企画から委託するということはあっても構わないんですけれども、基幹統計調査は一定の基準を決めておく必要があるということで、それを議論していただきたいということです。

○美添委員 その点、1 つだけ補足しますが、私は基幹統計を、むしろそこから定義すれば良いのではないかと思います。民間に開放したら効率が悪いものと、もうひとつは重要であって、開放するのが不適当な調査は間違いなく基幹統計だと思います。全面的に民間開放できるものは、基幹統計ではないと思います。

**○内閣府経済社会総合研究所** 民間開放のことは、これからまだまだ議論されると思いますけれども、私はこの議論を聞いていて、いつも不思議に思うのは、手段と目的がややもすれば逆転することです。民間開放を唱える方は、それが最終ターゲットのようにおっしゃるんです。だけれども、民間開放というものはコストミニマイゼーションするための手段であろうと思います。手段である限り、その手段をやった結果がどうなるかという見極めがなくて、何でもかんでも開放すれば良いということにはならないので、そこの議論は徹底してやるべきだろうと思います。

そういう意味で、ややもすれば民間開放は時流に乗ってやるべきだという議論が先行するのが非常に恐くて、統計だから民間開放しないということではなくて、民間開放することによって一体何が起こるのか、やることによって本当にコストミニマムになるのかどうかということを、きちっと見極めた上でやるということが手段の用い方だと思います。

○舟岡委員 委員長がおっしゃったことで、ちょっとしっくり来ないのは、基幹統計について 民間開放をいかに考えるかが中心であることは確かなのですが、一般統計については丸投げで も良いというのは、少し言い過ぎだと思います。なぜなら、統計法の基本理念として、公的統 計がよるべき考え方を明確に4項目で記していて、法の規定からしますと、一般統計も当然統 計として備えるべき要件を課せられていると思います。

○竹内委員長 もちろんそうですが、それについて、どんなデータを使っても良いとは申しませんけれども、それはそれぞれの企画者に任せておいても良いのではないかと思っています。例えば業界統計をそのまま使うということがあっても良いわけですし、それはもう公的統計でなくても良いのですが、その辺の線引きは、公的統計と呼ぶものを全部統計委員会として議論の対象にするのは無理ではないかと思います。

○舟岡委員 その意見は統計法に抵触する話で、よろしくないと思います。国がつくる統計というものは公的統計に位置づけられていますから、国が作成する統計で、これは公的統計だけれども、こちらは公的統計ではないとしたら、統計法がどうなるかということと、やはり公的統計というものは、第2項に中立性及び信頼性が確保されるように作成されなければならないと記してありますから、これは何も基幹統計だけに課せられた要件ではないと思います。

○竹内委員長 ですから、それは統計の作成者にある程度お任せして、統計委員会としての統一的な基準は、やはり基幹統計に限るべきではないかと思っています。言葉の表現が悪かったことは訂正します。

時間の問題があって、もう少し議論すべき問題もあったのですが、実は申し訳ありませんが、 統計の利活用関係につきましては、もし皆さんから御意見がありましたらお寄せいただきたい と思います。匿名データの作成、オーダーメード集計ということについて議論すべきだったの ですが、少し時間がありませんので、文書にしていただけたらと思います。

これで今日はそろそろやめたいんですが、体制・組織関係の問題もありますが、これもゆっくり議論しなければいけない問題であると思いますので、何か御意見がありましたらお寄せいただきたいと思います。

それでは、今日の議事はこの辺で切り上げたいのですけれども、事務局の方から何かありますか。

○内閣府統計委員会担当室長 積み残しがまだ多少ありまして、本当に申し訳ありません。今日は、井伊先生から資料の提出があり、お話をいただこうと思っていたのですが、時間がもう10分超過しておりまして、今日出してくださった井伊先生のメモのようなものを、ほかの委員の方も3番と4番に関しておありでしたら、是非とも担当室にお寄せいただきたいと思います。

次回の進め方ですけれども、前回の基本計画部会において御了承いただいたとおり、次回は 阿藤先生、井伊先生、大沢先生、大守先生、舟岡先生の5人の委員の方にプレゼンテーション をしていただく予定になっております。時間が限られておりまして、各委員の先生ごとに、質 疑応答を含めて30分ということで、それを次回の基本計画部会の主題としたいと思います。

そういうことで、よろしくお願いいたします。

- ○竹内委員長 次回の基本計画部会につきましては、事務局から御説明がありましたけれども、次々回以降の進め方については、またいろいろ皆さんの御意見をいただきながら議論を整理していきたいと思いますので、委員の皆さん方にも議論の方向性欄に記入の上、12月25日までに事務局に提出いただくようにお願いいたします。その御意見をまた事務局で整理して、来年1月21日に予定されております基本計画部会の際に配付させていただく予定であります。
- ○内閣府統計委員会担当室長 今のところ大事なところなので、もう一度御確認いただきたいと思います。資料6の「議論の方向性」という欄が空欄になっておりまして、ここの部分を委員の先生方に埋めていただきたいということです。すべて埋める必要はなくて、御自身の御関心のあるところ、特にここについて議論の方向性はこうあるべきだということ御意見があったら、これを埋めていただいて、12月25日までに事務局に送っていただきたいということです。よろしくお願いいたします。資料6の「議論の方向性」です。12月25日までによろしくお願いたします。
- **〇竹内委員長** そういうことで、どうかよろしくお願いいたします。何か御質問ございますか。 御質問がなければ、次回以降の日程について、お願いします。
- 〇内閣府統計委員会担当室長 次回、来週 12 月 17 日月曜日 14 時 30 分~17 時、今日と同じ会場で開催いたします。また、次回の統計委員会は、基本計画部会との合同開催で来年です。 1 月 21 日月曜日を予定しております。これに関して、場所、時間等はまた正式な開催通知でお知らせいたします。
- **〇竹内委員長** 今日は最初から長い予定の上に、更に延びてしまいまして、どうも申し訳ありませんでしたけれども、今日はこれで閉会させていただきます。どうもありがとうございました。